

## 平成22年第4回中頓別町議会定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

平成22年12月19日（日曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 一般質問
- 第 7 同意第 2号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 8 同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 9 議案第73号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- 第10 議案第74号 社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第75号 平成22年度中頓別町一般会計補正予算
- 第12 議案第76号 平成22年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第13 議案第77号 平成22年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第14 閉会中の継続調査申出について

### ○出席議員（8名）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1番 西原 央 騎 君  | 2番 本 多 夕紀江 君 |
| 3番 東海林 繁 幸 君 | 4番 村 山 義 明 君 |
| 5番 星 川 三喜男 君 | 6番 柳 澤 雅 宏 君 |
| 7番 藤 田 首 健 君 | 8番 石 神 忠 信 君 |

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| 町 長                 | 野 邑 智 雄 君 |
| 教 育 長               | 米 屋 彰 一 君 |
| 総 務 課 長             | 遠 藤 義 一 君 |
| 総 務 課 主 幹           | 神 成 和 弘 君 |
| ま ち づ くり<br>推 進 課 長 | 小 林 生 吉 君 |

産業建設課長	中原直樹君
産業建設課参事	小林嘉仁君
産業建設課主幹	山内功君
保健福祉課長	石川篤君
保健福祉課主幹	吉田智一君
教育次長	柴田弘君
会計管理者	高井秀一君
国保病院事務長	青木彰君
国保病院事務次長	長尾享君
自動車学校長	浅野豊君
南宗谷消防組合 中頓別支署長	吉田行博君
南宗谷消防組合 中頓別支署副長	丸山博光君
南宗谷消防組合 中頓別支署主幹	古谷裕一君
こども館館長	平中静江君
こども館次長	遠藤美代子君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	和田行雄君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

◎開会の宣告

○議長（石神忠信君） 定足数に達しております。

本日は休日休会の日ではございますが、町民に開かれた議会を目指し、特に会議を開きます。

ただいまから平成22年第4回中頓別町議会定例会を開会します。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（石神忠信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において3番、東海林さん、4番、村山さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（石神忠信君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

星川さん。

○議会運営委員長（星川三喜男君） おはようございます。それでは、議会運営委員会報告をいたします。

平成22年第4回中頓別町議会定例会の運営に関し、11月15日及び12月9日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は本日12月19日から12月20日までの2日間とする。なお、会議に付された事件がすべて終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期を残し閉会とする。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりである。

3、一般質問について、通告期限内に通告したのは5議員である。なお、議員各位は一般質問の原則に立ち返り、単に事務的なもの、計数を問うような簡易事項を避け、町の一般事務について事実の説明を求め、または所信をただすよう心がけられたい。

4、第3回定例会閉会後に受理した意見書発議を求める町外からの陳情7件については、全議員に写しを送付する扱いとしたが、発議者はなかった。

5、町長から提案された同意第2号、3号及び議案第73号から77号までの5議案は、いずれも本会議で審議する。

6、会議の公開について、本日の会議の冒頭から一般質問終了時まで役場町民ホール及

び町民センターロビーに設置されたテレビに発信する。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（石神忠信君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

#### ◎会期の決定

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日12月19日から12月20日までの2日間をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日12月19日から12月20日までの2日間とすることに決しました。

#### ◎諸般の報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第4、諸般の報告を行います。

議長の一般報告につきましては、お手元に配付の一覧表のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

所管事務調査報告は、常任委員長からいたさせます。

柳澤さん。

○いきいきふるさと常任委員長（柳澤雅宏君） おはようございます。それでは、所管事務調査報告を行いたいと思います。

今回は、11月26日に所管事務のうち緊急を要する事項として、そうや自然学校の今後の運営方針について調査を行いました。

それでは、意見のみを述べさせていただきます。

そうや自然学校の利用者は増加の兆しがあるものの、利用料収入は平成22年度の上半期決算において経費総額の一割程度に過ぎない。

利用者の大半は町内外の小中学生以下が中心であり、日帰り利用が大半を占める傾向は、運営が始まった平成20年度から大きな変化は見られない。

このままでは来年度も同じ状況が予想されることから、運営方法や体制を見直す時期に差し掛かっていると云わざるを得ない。

仮に、自然学校としてこのまま継続するにしても、熟練した指導員の存在と魅力あるメニューの導入によりリピーターを呼び込む努力が必要である。

また、現行の自然学校の事業は教育的要素が強く、まちづくり推進課が主体的に所管すべきか疑問が残るので行政領域の整理も必要であろう。

地域の核となる施設としての利用を考えると、例えば、都市との交流を目指す山村留学（センター方式）や社会的支援が必要な若者の学び舎、あるいは生活塾といった活用も

模索されたい。その際、運営主体もNPOや志のある個人など多様な姿が検討されるべきであろう。

以上、報告いたします。

○議長（石神忠信君） 以上をもちまして諸般の報告を終わります。

#### ◎行政報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第5、行政報告を行います。

本件について町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（野呂智雄君） おはようございます。平成22年第4回中頓別町議会の定例会を招集いたしましたところ、それぞれ師走に入りまして議員の皆さん方には何かとお忙しい中ご出席をいただきましたことにまずお礼を申し上げたいと思います。

私から2点について行政報告をさせていただきます。なお、11月26日から昨日までの一般行政報告については、印刷物でご承知おきをいただきたいと思います。

まず、1点目でありますけれども、TPPに関する特別決議と反対要請について。12月1日にNHKホールにおいて「全国町村長大会」が開催され、政府が参加を検討しているTPP（環太平洋経済連携協定）については、農山漁村の地域経済や社会の崩壊を招くものであり、到底国民の理解が得られるものではないとの特別決議を採択し、政府や国会議員に対し反対要請を行ってまいりました。

次に、地域活性化交付金の配分についてであります。今年10月に閣議決定された「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」を踏まえ、臨時国会で「地域活性化交付金」を含む補正予算が成立いたしました。交付金は、「きめ細かな交付金（5,773万5,000円）」、「住民生活に光をそそぐ交付金（750万5,000円）」の2種類で、本町への交付限度額が通知されました。今月24日までに国へ実施計画を提出することになっており、交付金の趣旨に添って実施計画を検討してまいります。

以上で行政報告を終わります。

○議長（石神忠信君） これにて行政報告は終了しました。

#### ◎一般質問

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第6、一般質問を行います。

本定例会では5名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

初めに、受け付け番号1番、議席番号3番、東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 私は、2点について質問いたします。

まず、1点目は、ただいまの常任委員会報告でもありましたけれども、そうや自然学校の運営内容と課題、今後の方針について伺います。

1点目は、そうや自然学校は平成20年度に開設し、困難がありつつも3年が経過し、利用者の状況も増加の傾向にありますが、課題も多く、町として本来意図する方向にあると考えておりますか、伺いたいと思います。

2点目は、社会教育施設なのか、地域活性化を意図する施設なのか、方向性が明確ではありません。両方をかみ合わせたものであるということも言えるわけでありますが、住民の多くはこの施設は地域の活性化に寄与する内容を期待していると思うわけであり、町としてこの期待に対応する考えがあるのか伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） そうや自然学校の運営内容と課題、今後の方針について、小林課長に答弁をいただきます。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） そうや自然学校の運営についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の質問でありますけれども、そうや自然学校は中頓別町の豊かな自然環境を生かしたまちづくりと生涯学習の推進を基本に、地域の青少年の健全な育成と都市と農村の交流を図る目的で設置されております。この3年間では、都市との交流創出という点ではまだまだ実績が上げられていないという課題はありますが、子供の教育、自然体験活動などで一定の成果を上げることができており、ゆっくりではありますが、着実に目指す方向に向かって進んでいるというふうに考えております。

2点目でありますけれども、そうや自然学校は前述のとおり社会教育的な目的も地域活性化を果たす役割もあわせて持つ施設であるというふうに認識しております。今後は、これまで培ってきたものをさらに高めつつ、地域資源としての豊かな自然、人、ネットワークなど、地域力を最大限生かして地域活性化に寄与する活動を進めていきたいと考えております。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） それでは、再質問させていただきます。

まず、町としては、課題も抱えながらも一定の評価ができる内容だという押さえ方をしております。ただ、議会の関係者では、委員会の中でも提案しているように、いろんなことをまだやらなければならないのではないか、試みなければならないのではないかというようなことで、例えば山村留学センター方式というのもあります。これは、自然学校の成り立ちが黒松内町を拠点とするやり方を見て始めたことだと思うのですが、あそこの中心的なねらいはいわゆる山村留学を受けて、それを基盤に人的な活動も多く取り入れていると、地域にもある一定の経済効果をもたらしているというねおすのやり方を参考にして始めたと思うのです。

そこで、それを同じようにまねすることはないにしても、せつかくの学校施設を活用し

ているわけですから、あそこに例えばですけれども、常任委員会で言っているセンター方式による山村留学はいかがなのか。これは、今小学校、中学校が子供たちが少ないというような状況下だけではなくて、いろんなところの子供たちを交流させようという、そういうねらいが山村留学の基本的なものですから、そういった意味で都市との交流、他町村との交流も含めてそういった子供たちの交流をさせたらどうかというのが1点。

私は、個人的にはさらに今の子供たちの生活環境、特に家庭環境を考えたときにちょっと生活力といいますか、そういったものが欠如している子供たちも多くいます。能力が落ちているわけではなくて、体験が落ちているというふうにとらえるとすれば、生活を中心にした学習塾といいますか、生活学習塾というようなきちとした生活態度と学習を根っこに生活をしながらそれを整えていくという、そんな塾というか、そういったものも試みてもいいのかなというような思いも一つあるわけなので、これは常任委員会からも提案しておりますので、この辺についてどういうお考えになるのか、その辺伺いたいと思います。

それと、2点目の関係について、地域力というのを最大限生かした活用ということをおっしゃっております。この町の地域力というのは何なのか。これは、たくさんあるだろうとは思いますが、この町としての特色ある他にない地域力、これは一体何をとらえているのか、その点伺います。できれば2つ、3つくらい教えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） まず、1点目のご質問でありますけれども、常任委員会の中でも山村留学センター方式のご議論がありました。これにつきましては、地域の懇談会等でもご提言があったということで、新たな今策定を始めようとしている第7期の総合計画の中でも議論するというふうに町長も答弁しております。その中でたくさんのお意見をいただきながら、自然学校の活動も含めて検討を進めてまいりたいというふうに思っています。

それと、生活塾のお話でありますけれども、これも今のお話に絡んでいくところもあるかと思っておりますけれども、自然学校の今現在の日常の活動の中でもかつて地域の方たちが持っていた地域の中で生活する力、そういうものを伝承していくという取り組みについて大人、子供とも含めて展開をしていこうという議論をしているところであります。生活塾というような形に整うかどうかはともかくといたしまして、自然学校の活動としてそういった視点で取り組んでいくというふうにしていきたいというふうに考えております。

それと、2点目の地域力ということでもありますけれども、ここでは前段のほうで述べました豊かな自然、人、そしてネットワーク、つながりという、こういうものが総合して地域力というふうに高まっていくというふうに考えております。これが最大の魅力というふうに他との比較において言えるかどうかわかりませんが、やはりこの厳しい自然の中で培ってきた暮らしの力、そしてそういう暮らしをされてこられた人、こういったところが今この自然学校として一番活用させていただきたい資源であるというような考え方に立

っております。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 再々質問いたします。

この施設の性格がどうもちょっとわからない、私かれこれ社会教育何十年かやってきてもなかなかわからないのだけれども、生涯学習という観点の施設として考えたときに、これが教育委員会の所管であるとかいうような言い方をするつもりは毛頭ありませんけれども、逆に生涯学習であるから一般行政のかかわりは大いにこれを本来取り入れなければならぬというふうには考えています。ただ、そこでこれが形として教育長が学校長という形で、運営が町長部局のほうでやっているというような不思議さもちよっとありますので、その辺もう少し整理していかなければならないのかなというふうな思いも私はあるのですが、このそうや自然学校に対する一応の責任は教育委員会にあるのか、または一般町長行政のほうでの、何かの責任があったときの対応はどちらであるのか、その辺だけちょっと後で確認させていただければと思うのです。

それと、2点目の地域力の中で人を挙げています。人というのは、住民のことも含めてだと思っておりますが、私はもう少し直接的に施設運営に当たる人、特にそうや自然学校の教育指導をする直接的な人について申し上げますと、これは3年間道教委の派遣で社会教育主事の先生、石田先生が来ていただいて、もう間もなく3年になる、石田先生の任期はもう終わる、石田先生の場合は学校現場から来てくれた方で、本当は社会教育は初めての体験だと思うので、この施設運営をする上においての準備段階を非常にうまくやってくれたと、こう思います。現実に研修においての人たちや研修内容のカリキュラムをつくる、そういったことについては、既にもう3年を経過している中では、今まで見た限りにおいては、これはやってきておりながら全く今まで準備行為かなと思われるような段階だったと思うのです。いよいよこれからそうや自然学校としてのねらいというか、本質にかかわった事業が展開されるべく、今度23年度について石田先生にかわる人がいない、この現実でどう対応しようとしているのか。そこで、地域力として人を挙げてきている。私は、古くから社会教育をやってきた立場でいうと、人が一番大切なのです。施設は、そこそこぼろでもあればいいのです。そこで運営する人、指導する人が非常に魅力のある人、力のある人、そういう人たちがいるところにリピーターは来るのです。これは、どこの施設でもそういうことになっています。ですから、ここで地域力に人を挙げるのはごく当然だし、的確だと思って見るのですが、その人の体制をこれからどうしようとしているのか、今1人専門的な方がいなくなるという状況でどういう対応をするのか、この辺を伺って終わりにしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 施設運営に関する責任ということにおきましては、現在基本的には町長部局まちづくり推進課のほうで行っております。ただ、その中で展開する教育活動におきましては、教育委員会社会教育領域と連携をして、教育長を含めてご

指導、ご指示を受けながら運営しているというのが現状というふうに整理をしております。

それから、先ほど申し上げました地域力における人というのは、専従スタッフだけではなく、むしろ地域の人々というところを中心に申し上げたところであります。ただ、議員がおっしゃるように、専従スタッフの存在というのも大変重要であるというふうに考えております。この点、今お話がありました道教委派遣の社会教育主事の任期が切れるということにおきまして、この体制を引き継げるべく新たに人をふやすということではありませんけれども、既存の職員体制のやりくりの中で現状の人的スタッフを機能として確保できるように今検討を進めているところでありまして、そういうふうに検討を進めているところでありまして、今までの取り組んできたことがしっかり継続し、さらに高められるような体制を構築していきたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） それでは、頑張っている施設にさせていただければと思います。

次の2点目ですが、野邑町長のこれまでの成果と今後の課題ということで伺いたいと思います。町長は、3期12年余りにも及びさまざまな施策を通じまちづくりに寄与されてまいりました。厳しい財政状況のもと、下水道などの社会基盤の整備を初め、長寿園の改修など福祉の充実にも尽力されてきましたが、早期健全化団体からの脱却や天北厚生園の移転整備など、さらなる町政の課題も数多く残っております。これらの課題に対し今後どのように挑んでいくのか所信を伺いたいと思います。

以上。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 2点目の野邑町政の成果と今後の課題について私から答弁をいたします。

数ある課題の中で今最優先に取り組まなければならない課題は、道内179市町村の中で最下位に近い位置にある財政基盤の強化であります。財政基盤の強化なくして各種課題解決にはつながらないと私は考えております。本年第1回定例会の中で中頓別再生のキーワードは、財政の健全化と答弁を申し上げました。また、さきの第3回定例会においてもお答えをしたとおり、次世代の方が財政運営に支障が出ないような財政状況にすることが私の当面の仕事であると考えており、これからも最大限の努力をしてまいりたい、このように考えております。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 町長は、財政問題が一番ということで、これからも取り組むと言っております。私も町長のこの12年の軌跡を見ると、本当に財政的に大変な時代に町長に就任して、だがしかしそれなりに効率的な仕事をしてきたと思うのです。町長のよさは、はっきり言うと、住民の皆さんは町長は本当にけちくさいなど、何やっても金がないのだ、金がないと言うという言い方をされています。でも、それは本当のことであって、お金がないだけに少ない金をどう効率的に使うかというのが町長の知恵だと思うのです。

それはそれで、私は大変効率的な仕事をしてきたと思うのです。では、まさに財政の健全化をするための努力をずっと今もしているわけです。その効果は、どんどん出てきております。これは、私が言うより町長が一番知っていると思うのですが、そういった町長の、町長のというよりも町民すべての努力にもなるのだけれども、町職員の皆さんを引っ張ってこういった健全化計画に向けて着実に実績を上げてきているということは、私は認めたいと思うのです。この実績で、では町長はさらに次世代の方が財政運営に支障がないような財政状況をつくってやりたい、これあと3カ月でできるのでしょうか。これがちょっと不思議なのです。それで、前回の9月の第3回定例議会の一般質問で私は、町長、もう一期やる考え方ありませんかと聞いたら、まだその環境にありませんというお答えでした。これはこれで、時期でそうなのでしょうけれども、あえて私はまだ財政状況を健全化し、この町の次世代の方が安心できる財政運営にするにはまだまだ財政状況をきちっとする必要はあると思うのです。そういう意味では、財政通の町長の野邑さんの出番でないかと、こう思うのです。という気持ちで、あえてもう一度聞きます。町長、もう大分体の状況もいいことを聞いておりますし、9月から3カ月たちました。どうですか、そろそろ去就について、どうしてもできないということになれば、これまたどうしようもないのですけれども、これからまだ財政効率をよくする、財政状況をよくする、まちづくりのためにも来年度町政運営をする意識が大分盛り上がってきたのでないかと期待しているのですが、いかがでございましょうか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 再質問にお答えをいたします。

東海林議員も町職員でありましたから、中頓別町の財政状況については詳しいと思います。私も昭和54年度に財政係長になって、それからずっと財政に従事してきたような職種ばかり歩いてまいりました。しかしながら、その間もう財政的には、収支的には赤字ぎりぎりの町の財政運営がずっと続いたわけであります。そして、私も11年に町長に町民の熱い支持をいただいて就任をいたしました。当時本当に財政的には大変な状況、それぞれ特別会計が赤字の中で私は財政の健全化をうたって行政をやってまいりました。しかしながら、平成13年からは三位一体改革で交付税がどんどん減らされてまいりました。中頓別町で約5億円5年間で減ったわけであります。また、それ以降合併等の問題も出てまいりまして、それも破綻になりまして、そういう中で町民の方々15名にお願いをして中長期の行財政運営計画をつくっていただきました。その結果、それに基づいて行政、それから財政の運営をして何とか今先の見通しが見えるような状況になりつつあります。そういう中で、今東海林議員から話がありましたように、次の出馬についてお話がありましたけれども、本当に私はこれから中頓別町が決して財政状況が好転するような、町税がふえたり、そのようなことはまずないだろうと思います。そういう意味では、交付税によって町の財政が左右される状況にあると、そういう中で何とかある程度お金を残しているような施策が安心してできるような、そういう状況にしたい、こういう思いが物すごくありま

す。そういう中で、ことしも割かし交付税が伸びました。思ったより多くの基金を積むことが恐らく3月ではできるだろうと、そういう見込みを持っております。そういう中で、それで町の財政の健全化が達成できるのかどうなのか、まだ公債費比率も本年度22%前後ということで非常に高いのであります。このような中頓別のような町であれば、恐らく公債費比率も15%以下にしなければならないだろうと思います。また、天北厚生園の増改築の問題、種々課題はあります。そういう中でもう少し時間をいただいて最終的な決断をしてまいりたいと、このように考えているところでございますので、今後いろいろな面でご支援をいただければなど、このように思います。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 町長の今の答弁で、何かいろんな課題をまだ残しているの、解決するためにもう少しやりたいなというような言葉までいかないのだけれども、そういう感じでは受けとめられるのですけれども、少なくともここで私が伺いたいのは、立起表明が今できないとしても、前向きに検討しているのだというふうにとらえていいのでしょうか、よろしくをお願いします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） まだ課題は残っておりますけれども、そういう方向で検討中であるということをご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） これで東海林さんの一般質問は終了しました。

続きまして、受け付け番号2番、議席番号2番、本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 4点について質問いたしますが、まず1点目です。保育所、児童クラブの休館日は規則どおり実施されているか。保育所、児童クラブは、働く保護者にとってなくてはならない町内唯一の施設です。昨年度と今年度、規則に定めた以外の休館日はそれぞれ何日ありましたか。お祭り、お盆、年度末から年度初めの休みはどのように実施されましたか。特に新入学児、卒園児で小学校に入学する子供ですが、卒園式から入学式までの扱い、対応はどうなっていますか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 保育所、児童クラブの休館日は規則どおりに実施されているのかの質問について、平中館長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 平中こども館館長。

○こども館館長（平中静江君） 認定こども園、児童クラブでは昨年度、今年度も規則に定められた以外の休館日はありません。また、お祭り、お盆についてはそれぞれ1日ずつありましたが、両日とも希望保育を実施しております。年度末から年度初めについては、4日間の休館日といたしました。新入学児の対応については、小学校の入学式から児童クラブで受け入れを実施しております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 休館日はありませんといいながらも、お盆、お祭りは1日ずつ

ありました。けれども、希望保育を実施したということですから、これは原則休館日です、でも特に希望すれば、子供、お子さんを見てあげますよということではないでしょうか。ですから、休館日ととらえられるのではないかと私は思うのです。でも、これではやはり子供を保護者としては連れていきにくいし、お願いしたいということは言いにくいのではないのでしょうか。言ってみれば、保育所というのは毎日が希望保育で、都合のある日はお休みすることになると思うのです。特にお祭りとかお盆をふだんと違う扱いにする理由は、どういうことなのでしょう。

それと、土曜日、規則の中には休館日に土曜日は入っていないのです。曜日でいきますと、日曜日だけで、あと祝日と年末年始、これが休館日となっているだけで、土曜日については何の定めも規則にはないのですが、第2、第4の土曜日を休みにしているということのようですけれども、この土曜日の休みも町長が特に必要と認められているその理由を伺いたいと思います。

あと、年度末から年度初めにかけて、3月の末から4月初めにかけてですけれども、この間に4日間の休館日はどうして必要なのでしょう。この時期は、どこの職場でもやはり忙しい時期でしょうし、働く人が保育所の休みを理由に仕事をお休みになるとしたら、職場のほうも困るのではないのでしょうか。

3つ目は、新入学児のことですけれども、卒園式というのは多分3月25日ごろだと思うのです。小学校の入学式は、4月5日ごろだと思うのです。その間の約1週間から10日くらいの間、保護者の方はずっと連続して働いているわけですから、大変苦労をされます。子供については、3月31日までは保育所のほうに在籍しているわけですし、4月1日からは入学式はまだとはいえ、小学校に在籍ということになると思うのです。この間もやはり保育所、児童クラブとして何らかの対応をしなければならないと思うのですが、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（石神忠信君） 平中こども館館長。

○こども館館長（平中静江君） まず、休館日ということでの扱いなのですが、規則にも定められているとおり、日曜、国民の祝日、それから年末年始についてはうたっております。ただ、そのほかに町長が特に認めたときということになっておりますので、休館日としてはそのところで規則どおりだという認識でおります。

また、休館日として希望保育をとっているけれども、親が希望保育をしてほしいということをお願いするのはいいかというご質問ですが、私たちのところではそういう保護者からの意見とか、要請ですとか、苦情ですとか、そういうことは一切ありませんし、事実希望保育をとっているときにも、そのときによって人数は違いますが、三、四名ですとか、中には希望保育がないというときもありますので、私たちのほうでは保育所にお願いするということは特に今のところ感じていないとか、そういったことはありません。認識はしていません。

あと、お盆、お祭りの休館日、休所の理由ですが、昔ながらにある中頓別のお祭り、神



って、家庭の都合があるのですから、伝統的な行事だからとか、町の行事だからといってこう過ごしてほしいということまで言わなくてもいいというか、押しつけなくてもいいというか、そこまでする必要はないと思います。

また、土曜日の休みですけれども、町長が特に必要と認めたとき、お祭り、お盆もそうですけれども、土曜日町長が特に必要と認めたというのは、学校の週5日制と関係があるということ伺ったわけですが、私はずっと長いこと第2、第4の土曜日は保育所も休みというふうに決まっているのだと思っていたのです。でも、規則を改めて見てみましたところ、保育所のお休みは日曜日、祝日、年末年始と、こういうことで土曜日については何の決まりもないのです。学校がそういうふうな制度になったからといって、中頓別の働く人たちの休み、環境が必ずしもそうなっているかといいますと、そうではないと思うのです。やはり中頓別で働く人たちの事情とか都合に合わせて、休みの扱いを考えてほしいと思うのです。

それから、年度末から年度初めにかけての4日間くらいの全館の清掃と消毒、環境づくりということですが、本当に子供が全く来ないで4日間なり5日間なり集中してそういう作業が行えれば、それは大変都合がいいと思います。作業に集中できる。しかし、この平日の4日間もの休みというのは大変なことです。全館消毒とか清掃、これはやはり年度末というこの時期にしなければならないのでしょうか。切りのいいところという、そういう気持ち的な部分はよくわかるのですけれども、清掃にしても消毒にしてももう少し気候もよくて、職場としても恐らくそれほど忙しいと言われる時期ではない、そういう時期にできれば分散したり、保育を受け入れながら行うことはできないのでしょうか。

休館日は、最低でも規則どおりに実施してほしいと思うのです。そうおっしゃっている保護者もいらっしゃいます。保育所も児童クラブも働く保護者のためのものなので、家族構成も一昔前とはかなり違ってきていて、子供を保育所休みだからといって簡単に見てくれる人が近くにいるという、そういう方ばかりとは限らないと思うのです。

あと、町長が特に必要と認めた日を規則にはないのだけれども、休み、休館日にしますよというようなときには、やはり何らかの形でいろんな人に保育所が休みなのだということが伝わるようにしていただくべきではないかと思うのです。子供を育てているのは、保護者ばかりでなくて、いろんな人がかかわっているわけですので、保育所はこういうふうにやっているのだなということがわかったほうがいいのかと思うのです。

○議長（石神忠信君） 本多さんに申し上げますけれども、私が思うのですというのは質問になりませんので。

平中こども館館長。

○こども館館長（平中静江君） まず、1点目の質問ですが、お祭り、お盆について、私が先ほど各家庭でそういう行事を過ごしてほしいというふうに答弁しましたが、決して各家庭に押しつけているものではございません。ただ、こども館としてそういう意識のもとで行っているということです。

そして、保育所のほうとかに保護者が言いづらいのではないかというふうに本多議員はおっしゃっていましたが、私は決してそういうふうには思っておりません。事実希望保育として希望される家庭については希望保育として受け入れておりますので、家庭で保育ができない、お仕事がある家庭についてはそうやって申し出てきているのが現状ですから、そういう希望があれば、保護者の家庭の希望を受けて希望保育を実施しておりますし、そのようなふうには私はとらえていません。

あと、土曜日の町長が認めた日ということでしたと思うのですが、その都度保護者には伝えておりますし、落ち度がないかなというふうには私は思います。

また、年度末、年度初めの清掃ですとか消毒、館内の環境づくりについてこの時期がいいのかというご質問ですが、卒園児を送り出し、そして4月から新しい子供たちを受け入れるという時期では、この時期が一番ふさわしいかなというふうに思います。ただ、消毒ですとか、そういう環境づくりですとか、それはこの時期だけではなく年間を通してこども館の中では実施しているのも確かです。ただ、新しく迎え入れる子供たちにとって、例えば受け入れる年齢がゼロ歳のときもありますし、そういう意味ではこの時期、新しく子供たちを受け入れる時期がふさわしいのかなというふうには思います。

あと、もう一点、町職員がお祭りもお盆も普通勤務ということをおっしゃっていましたが、保育は休館日で希望保育をとっておりますが、職員については普通勤務でするので、その辺はご理解いただきたいと思います。

あと、町長が認めた日ということをお知らせするということでは、例えば旬報ですとか、そういうことでは周知はいたしてはおりませんが、例えば保育日よりですとか、それから子育て支援の対象の保護者、家庭、あと児童クラブの家庭については周知は十分しておりますが、そのほかの町民に対しての周知が必要ということであれば、これからそれが必要であれば検討していきたいかなというふうには思いますが、年度当初に年度計画を立てます、1年間の行事ですとか含めて。もちろん休館日、休所日ということも行事計画の中には立てますので、それを各家庭に配付して周知しているという、1年間の計画ですね、そういうことを各家庭に配付して周知はしております。

○議長（石神忠信君） 本多議員、さらに答弁者に申し上げますけれども、的確な質問、あるいは的確な答弁ということで簡潔明瞭をお願いします。

本多さん、3問終わりましたけれども。

○2番（本多夕紀江君） 質問はやめます。質問ではありませんけれども、規則から外れるお休みの日が余りにも多いようであれば、やはり規則自体もちょっと見直さなければならぬのではないかと、それこそ私は思います。こういう検討もしていただきたく、これで私の質問は終わります。

○議長（石神忠信君） 本多さんに申し上げます。次の質問に入る前に若干休憩したいと思います。議場の時計で11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

一般質問、本多さんの2問目から始めます。

本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 続きまして、2問目の質問をしたいと思います。

介護保険料を引き下げるべきということについて質問します。介護保険制度が始まって10年、65歳以上の人は漏れなく毎月2,000円から6,000円の保険料を払い続けています。しかも、大多数の人が年金からの天引きです。結果、中頓別町の介護給付費準備基金は21年度、昨年度末で2,426万円にもなっています。この10年間の間、保険料の値上げは2回も見送られています。10年間一度も取り崩されることのなかった基金約2,400万円を、保険料を引き下げることで今まで払ってきた人たちに還元すべきではないでしょうか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 介護保険料を引き下げるべきという質問につきまして、石川課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ご答弁いたします。

本町も65歳以上の高齢者人口が本年3月末で35%を超え、介護保険給付費も伸びていくことが予測されます。将来の負担増に対応するため、現時点では基金を取り崩さず、保険料についても現状で対応いたしたいと考えているところであります。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 高齢者人口は、中頓別町ではずっと以前から少しずつふえてきているのは事実です。しかし、要介護認定者は、介護保険制度が始まったときからほとんどふえていないのです。むしろ何人か減ったりもしています。そういう状況ですから、介護保険給付費もこの10年間大きく減った年はありませんけれども、大きくふえたというようなことはなかったのです。少しずつふえたり減ったり、介護保険給付費の全体は横ばい状態です。つまり高齢者人口がふえても、それに比例して給付費は伸びてこなかったという実績、事実があるわけです。何を根拠に保険給付費の伸びを予測されるのでしょうか。それと、将来の負担増と言いますが、将来とはどの程度の将来でしょうか。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） まず、要介護認定者の関係で横ばい状態であると、給付費もふえたり減ったりということで、これも実績に基づいてということではありますが、要介護の認定者につきましては平成17年度で128名、要支援1、2から5までで128

名おりました。その後18年、19年、20年で121名、119名、118名と、20年度では17年度から見ると10名程度減っているのですが、21年度に入りまして、これがまた128名と10名伸びております。17年度当初と同じぐらいの数字になっております。21年度で10名ふえてきているということもあることと、やはり中頓別町の高齢化が進んでいるということで、特別養護老人ホーム等に入所される方も恐らくは中頓別町の方はふえていくのではないかなという感触を持っています。将来的にいつかということは、これははっきりは言えませんが、それぞれ計画、3年計画をもって進めていく中でそれがピークになるのがいつごろなのかというのは正確には申し上げられませんが、やはり1回の計画が3年周期でありますから、3年スパンで考えたときに、これからやはり5年、10年と先を見越したときにふえていくのではないかなという考えであります。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 要介護認定者が21年度は10人ふえたとか、それから特別養護老人ホームの入所者もふえていくのではないかという、そういうことから介護給付の伸びも予測されているということですが、これあくまでも予測であって今までの10年間の実績、事実はどうだったのかということをもう少し踏まえなければならないのではないかと思います。特別養護、確かに施設介護の方がふえれば給付費も大きく伸びると思うのです。しかし、中頓別の特別養護老人ホームで見ますと、定員が55人となっていると思うのです。この55人の定員のほとんど100%を中頓別の住民の方が利用されるというような状況になり得るのでしょうか。

その点と、介護給付費準備基金は、ほかのことには使えない、これにしか使えないお金です。それが2,400万円余りも今残っていると。介護保険料の取り過ぎだったのではないかと私は考えてはいるのですが、将来の負担増ということを経年先、10年先というふうにかなり長い先のことを言われたのですが、その間には介護保険制度の見直しも3年ごとに行われて制度自体がどういうふうになるか、それこそ予測のつかないこともあります。10年たったところで、これを一たん精算して、介護保険料をずっと払っている人に喜んでもらったらどうかと思うのです。1年間1人月500円引き下げるとして、年間で6,000円、高齢者人口700人で1年間1人月500円下げても全部で420万円です。全部この2,400万円を取り崩すべきとは考えませんが、何分の1か、せめて半額程度取り崩して値下げということも保険者として可能ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私からお答えをいたします。

まず、介護保険の給付費の準備基金の関係でありますけれども、本多議員もご承知かと思っておりますけれども、18年度からはこれに積み立てをしていることはありません。というのは、18年以降積み立てをするような単年度収支状況ではないと、こういうようなことをまず1つご承知おきをいただきたいなど、このように思います。

また、平成22年度の予算を見ていただきますと、基金の繰入金が360万円予算を組んでおりまして、そのうちの介護給付費の準備基金繰入金を約230万円組んでおります。また、これは23年度までに残金が出れば国庫に返納しなければならないという介護従事者の処遇改善の臨時積立金137万円ほど組んでおりますけれども、これを取り崩すことによって22年度の予算の収支のバランスをとっておりますから、こういうような状況の中で今本多議員が言うように積立金を取り崩して介護保険料を下げると、それがいいのかなど、もう少し本年度の決算状況なり、23年度の決算状況なりを見た上で判断をしていく必要があるのかなど、私はそう思っておりますので、一つの課題として受けさせていただければなど、このように思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） それでは、続きまして3問目質問させていただきます。

除雪と照明で野球場の利活用をということですが。ふれあいスポーツ広場の周囲を歩く人、走る人が大勢います。夜はせめて8時か9時ぐらいまで防犯灯をつけてほしい、冬はほかに安心して歩けるところがないので、外周を除雪してほしいとの声が随分たくさん聞かれます。歩かなかつたら歩けなくなる、また生活習慣病の予防、改善のためとみずから健康づくりに励んでいる多くの町民を応援すべきではないでしょうか。

○議長（石神忠信君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 除雪と照明で野球場の利活用を、柴田教育次長が答弁いたします。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） ご答弁申し上げます。

ふれあいスポーツ広場の周囲の管理道を散歩やランニングに利用している方がいることは、承知しています。ふれあいスポーツ広場は、主に野球とサッカーができるつくりとなっています。夜間は利用できません。また、外周は管理用道路で、管理用道路を明るい時間帯に利用することは構いません。外周を除雪してほしいという声は、直接教育委員会のほうには届いておりません。健康づくりや体力づくりのために簡単にできるウォーキングをされている方は多くいるということは、承知しております。冬期間は明るい時間帯にそれぞれ自分に合ったコースを考え、取り組めるよう応援していきたいと思っております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 再質問をさせていただきます。

ふれあいスポーツ広場、これは1億数千万円もかけただけあって素晴らしい施設だと思うのです。振興公社の管理、手入れも大変行き届いていると思います。こういう施設を1年間ほとんど眠らせておくのは、大変もったいないのではないかと思うのです。さまざまな年代とか体力の人が気軽にフェンスの中、外を利用してこそふれあいスポーツ広場という名前にした意義もあると思うのです。

そこで、伺いますけれども、先ほどの答弁で冬期間は明るい時間帯にそれぞれ自分に合

ったコースを考え、取り組めるよう応援していきます。これは、具体的にどういうことをされるのでしょうか。

あと、外周の除雪はするのかもしれないのか、何かさっきの答弁だとしないというようなことなのかなと思いましたがけれども、その外周の除雪ができないわけはあるのでしょうか。

ここの外周といいますか、管理用道路ですか、そこは車が通らないから、だれでも安心して歩いたり走ったりできるわけです。それが一番いいと利用されている方は皆さんおっしゃるのです。あかねや1町内、あの地域からどんなにいい散策コースがあったり、体育施設があっても国道を越えてほかのところへはなかなか行くのが難しいのです。でも、ある程度元気な方は、市街地方面や旭台方面からその野球場のところへ来て利用されている方はたくさんいらっしゃる、それくらい人気のあるところですよ。

3つ目、防犯灯のことですけれども、フェンスの周りに9本、9基、電灯といいますか、防犯灯があるのですけれども、これ1年365日明かりをつけなかったとしたら、防犯灯としての役割を果たせないのではないのでしょうか。これどうしてなのでしょう。9本のうち半分でも、そして1日数時間でも電気をつければ防犯灯としての役割も果たせるし、それで周囲が少し明るくなれば、昼間働いている人が夜少しの時間を利用して体力づくりに利用できるかなと思うのですが、以上の3点を伺います。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 1点目の冬期間は明るい時間帯にそれぞれ自分に合ったコースを考え、取り組めるよう応援していきます。これ町民の方が長期間散歩などをどういったコースでやられているのか、具体的に調べておりませんが、その辺ちょっと把握をしながら、社会教育のほうでこういった冬期間に散歩として推奨できるようなコースがあるのかどうかということも含めて何らかの形で応援できるのではないかという考え方のもとであります。

それから、外周の除雪については、今のところ、過去もそうですけれども、除雪するという考え方には立っておりません。ただ、例えばあかね団地や1町内の方が多分あそのふれあい広場の周辺をランニング、散歩などで利用しておりますが、それ以外の地区の方々が多分道路を越えて、逆にあかね団地の方もそっちに行きづらいし、かわりにそっちの方もなかなかこっちのほうで活用するというのは難しいのかなということもありますので、それぞれの地区にそういった除雪できるようなスペースで健康づくり、体力づくりのできるようなところがあればよろしいかと思っておりますけれども、現行の電気のついている例えば除雪されている広い場所を利用するなど、そういった形で健康づくりに現行道路を使って利活用していただきたいというふうに考えております。

それから、防犯灯についても、夜あその広場については利用しておりませんので、現実的には防犯灯はつけておりません。夏の間は8時ぐらいまで明るい時間帯もありますので、そういった部分では春先、秋口、冬、こういった時間帯はかなり暗くて、当然冬期間は除雪していないので、利活用は難しいのですが、ことしに入りまして町民の方にふれあ

いスポーツ広場の中を許可なしに使っていただくような取り組みも教育委員会としてことしの雪解けからやっております。自由に使えると、許可なく自由に使っていただいて使用できると、そして専有した場合については申しわけないですが、そこは利用できないと、一応団体に譲っていただきたいというようなことでことし取り組んでおりますので、利用度については若干ではありますが、上がっているととらえております。

簡単ですけれども、以上です。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 防犯灯のことですけれども、夜はあそこの施設利用していないので、つけていないと言うのですけれども、それでは夜は全く利用、そういう初めからの考えだったら、防犯灯自体をあそこにつくる必要がなかったのではないのでしょうか。その施設を例えば野球やサッカーの試合に利用するしないにかかわらず、あそこに施設があるということだから、防犯灯を設置したのだと思いますが、夜つけなかったら、これは防犯灯としての役割を果たせないのではないかと思います。

もう一つ、応援の仕方ですけれども、冬期間散歩やランニングができるところがあるかどうか調べてお知らせするというような、そんなお答えではなかったかと思うのですけれども、どこにどんないいコースがあったとしても、そこまで行くのはやはり大変なのです。ですから、町民の方は、どこにどんないいコースがあるとか教えてもらわなくても自分が行ける範囲のところを、いいと思うところを探してというか、見つけて歩いたり走ったりしているわけです。ここは、やはり夜ちょっとだけ防犯灯をつけるということ、それから外周を除雪するというようなことが不可能なのかどうかということを少し検討をぜひしてください。防犯灯をつけたり、外周を除雪をしてもお金はかかると思うのですけれども、それが町の財政を揺るがすようなことになるのか、それほどにもならないとは思っています。

社会教育施設という立場からいったら、利用はふえていとおっしゃいましたけれども、そんなに夏の間ほとんど毎日のように団体の方が利用されているかといったら、やはり使っていない日のほうが多いと思います。その点もありますけれども、整備にかなりお金もかかっている立派な施設、そういう社会教育施設ですから、有効利用の方法についてはさらに検討をしていただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 今の本多議員からの質問でございますけれども、確かにいろんな面で整備されれば、それはそれにこしたことはないと考えておりますけれども、教育委員会としても中頓別カレッジ等で十分な周知とは言えないのかもしれませんが、健康づくりについての中頓別カレッジでの紹介で9講座、健康づくり、これについてご紹介をしているところでございます。また、ウォーキングについても、今なかとん歩き隊ということで毎週木曜日にやっております。そんなことも踏まえていろんな応援の仕方があると思っておりますけれども、今現在ウォーキングコース等についての整備については考えておりませんが、今後利用頻度、それからまたそこでなければならぬのか、またそこにかわる

ところがあるのか、またほかの健康づくりの応援の仕方等があるのかなども含めて調査、それからまた検討をしていきたいと考えております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） それでは、4問目の質問に移りたいと思います。

歯科診療所の増改築を行うべき。歯科診療所が建った約30年前とは、高齢者人口の割合も町民の生活様式も大きく変わっています。入り口、玄関、トイレが今のままでよいと言う人はいません。バリアフリーでないと困る人がふえています。しかし、バリアフリーで困る人はいません。今どきの公共の施設、しかも医療機関です。だれでも安心して行けるように増改築、または別な場所への移転新築を考える時期ではありませんか。町長の考えを伺います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 歯科診療所の増改築を行うべきという質問につきまして、私からお答えをいたします。

歯科診療所は、昭和57年度に建設をされまして、28年が経過し、この間傷んだ箇所につきましてはその都度改修をして利便性を確保してまいりました。今の時点では、増改築や移転新築の計画はありませんが、今後本多議員の指摘されるような箇所につきまして町民の方々が不便等を感じているかどうかの意見を聞いて判断をしてまいりたい、このように思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 傷んだ箇所は、改修して利便性を確保してきたということですが、利用する町民にとってどんな点で利便性がどのようなところで確保されたのか伺いたいと思います。入り口の高い段差はそのままですし、玄関のノブを回す式のドアも使いにくいし、踏み切り板が玄関の中を占領しているので、靴を履きかえるにも坂の途中でということになります。段差付きのトイレがまたよじ登って使うようなことになるのですけれども、どんな点で利便性が確保されたのか。

もう一点ですが、町民が不便を感じているかどうか意見を聞くということですが、町長ご自身の認識としてはどうなのでしょう。町内のほかの公共施設と比べるまでもなく、考えるまでもなく、町民センターも病院も役場庁舎はもちろん、こども館も保健センターもバリアフリーでトイレも大変使いやすくなっております。歯科診療所だけが取り残されているのは、どうしてなのだろうかと思うのですけれども、役場の職員の方が出入りする施設ではないからかなと思うのですが、どうしてなのでしょう。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 傷んだ箇所のその都度改修というのは、私は基本的には歯科診療所を委託をしている歯科医が私のほうに毎年こういうところが傷んでいるから改修してほしい、こういうところが傷んでいるから直してほしい、そういう要望をいただいて、それを改修をしてきていると、それが利便性を図っていると、確保していると、こういうこ

とでございまして、その都度どこどこをやったからどういうぐあいにといい、そういう問題ではありません。

また、もう一点は、私は歯科診療所に歯を治しに何回か行きました。決して本多さんが言っているように、私個人は入り口も玄関もトイレも不便を感じたことはございません。ましてや、今まで町民や、それから歯科診療を委託している歯科医師からその部分に対する改修の要望は、私は一回もまだ受けておりません。今7年目だと思いますけれども、受けたことがございません。そういう意味で本多さんが言うように、入り口だとか、玄関だとか、トイレが今のままでよいと言う人はいませんと言うけれども、私はそういう認識を持っていないと。そういうことで先ほどお話ししたとおり町民の人や、また歯科医師からいろんな意見を聞いた中でどうしても増改築をしなければならないのであれば、それは検討してまいりたいと、こういうことであります。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 傷んだ箇所の改修ということですが、私この歯科診療所の増改築だとか、そういうことについてあくまでも利用する町民の側から見てのことをお聞きしています。歯科医師のほうから要望がない、歯科医師ははっきり言って施設を委託、歯科の診療は行っておられますけれども、患者として利用する立場ではないです。それから、町長は個人として行かれたけれども、何の不便も感じないということですが、やはり町長の若さと体力からすれば、大抵のところへ行っても不便や不自由を感じることはないと思うのです。これがやっと歩いているというような、何とか歩いているというような80代とか、またそれ以上の90代くらいの方になったらどうなのでしょう。不便を感じているかどうか、このままでいいのかどうか、やはり利用する町民、高齢化の進んでいる町民の立場で考えていかなければならないと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 先ほどの質問の中で高齢者がふえてきたけれども、要介護の認定を受けている人たちは決してふえていないと本多さんが言っておりました。私は、そういうことからいくと、この問題についても理屈からいくと同じようなことが考えられるのかなと思います。そういう意味でどうしてもこういう玄関や入り口や、入り口も玄関も大して変わりませんが、トイレ等が不便を感じているという人が多ければ、当然私も改修をしなければならないと思います。それは、だれが考えても同じ考え方になると思いますので、それが多くの人たちが本当にそういう状況であるかどうか、そういうことを意見を聞いた中で判断をしてみたいと、こういうことでありますから、もう少し時間が必要かなと私は思います。

○2番（本多夕紀江君） 私の質問は、これで終わりたいと思います。

○議長（石神忠信君） これで本多さんの一般質問は終了しました。

引き続きまして、受け付け番号3番、議席番号7番、藤田さん。

○7番（藤田首健君） 私は、1点に絞って今回質問いたします。天北厚生園の移転改修、これを新設を主張すべきではということでお伺いしたいと思います。

天北厚生園は、来年度旧中頓別農業高校生徒寮への移転を目指しております。実現すれば、道から無償譲渡される生徒寮を改修し、新築よりも安価に施設整備が図られるわけですが、消防法の改正でスプリンクラーの設置が義務づけとなり、その補助金がつかない可能性があると同っております。これは、生徒寮を既存の福祉施設とみなしての考え方ですが、現在の厚生園が既存の学校施設の改修でありながら福祉施設として新設された経緯と同じように、生徒寮の改修も補助金申請の際には新設の施設とする解釈が成り立つのではありませんか。この解釈が成り立てば、補助金の額も相当見込まれることから、国や道への働きかけを強力に行うべきと考えまして、町長の所見を伺います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 天北厚生園の移転改築、新築を主張すべきではという質問につきまして、初めに石川課長から答弁をいただきます。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） お答えいたします。

スプリンクラーの設置につきましては、当初補助対象ということで進めておりましたが、最終的に国は補助の対象にならないという回答でありました。宗谷総合振興局との協議は、協議書進達が本年6月29日に始まり、8回程度協議を重ね、その後8月30日、北海道庁でのヒアリングを受け、その時点までは施設、現生徒寮ですね、の所有者が法人であれば、スプリンクラー設置は補助対象になるという道の見解でありましたが、その後道と国との協議の中で補助の対象にならないというものでありました。北海道庁からも中頓別町の考え方に基づき改めて国に照会したところですが、国は要綱上の既存施設とは現在利用している知的障害者施設を既存の施設としてとらえるというものでありました。町としては、これまで廃校により利用しなくなった生徒寮にスプリンクラーの設置をした場合、補助の対象とするよう道に要望していたものであり、生徒寮を新設という考え方で進めていたものではありません。

なお、天北厚生園の施設整備に関して政治的配慮により、少しでも補助金の増額が図られるよう各方面に現状を訴えておりますので、その結果を待ちたいと考えております。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 藤田さん。

○7番（藤田首健君） 再質問させていただきます。

現在までの経過につきましては、ただいま課長が申されたとおりであるというふうに思います。私もスプリンクラーに関する補助金交付要領を担当からもらい、読ませていただきました。要綱には、火災発生時に自力で避難することが困難な者が多く入所する社会福祉施設等について、入所している方々の安全を確保することが目的であるというふうに書かれております。入所をしている方々ということになっておりますので、これは現在社会

福祉施設として使用されている既存施設への補助金であるということは明らかであろうと思います。ですから、現在社会福祉施設としては使われていない旧中農高の生徒寮は、既存施設ではなく、新設に当たるという反対解釈が成り立つのではないかとすることを申し上げたいわけであります。

端的に伺いますが、これまでの経緯は別にして、町側として天北厚生園が生徒寮に移転した場合、新設という解釈が成り立つと思うのですが、町長のお考えはどうでしょうか。もし成り立つのであれば、補助金の額も相当ふえるのではないかと、特に財政力の乏しいこの町の議員の一人として期待を込めての再質問であります。ぜひ最後まであきらめることなく国あるいは道と協議、要望をしていただきたいと、その結果を後日ご報告いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 大変難しい事案でないかなと思います。まず、新設というのは、新たに建物をつくった場合、これはもう当然新設であります。今、旧中頓別農業高等学校の寄宿舎については、一般的には遊休施設なり保有施設と、そういう位置づけになると、こういうようなことでありまして、そういうような施設についてある程度改修する場合については2,000万円の補助制度がありますよと、道のほうが私どもにそういう指導をしております。ただ、私どもは、一番は今既存の施設として利用している施設が老朽化したり、また利用者の人とかが狭隘の中で本当に大変な状況のもとで生活をしているのだよと、こういうふうな中でたまたま中高の寮がまだ平成10年に建った新しい建物であるから、それを活用したいと。そういうようなことで再三道のほうにそういう実情を話して何とかスプリンクラーの設置、大体今の予想では2,900万ぐらい、スプリンクラーの設置で経費がかかる予定になっておりますので、何とかそれを補助をつけていただきたいというお願いをずっとしてきたわけでありまして。しかしながら、二転三転として、つく、つかない、つく、つかないというようなことが繰り返されてきましたので、最終的には北海道の保健福祉部長も国のほうに働きかけをしていただきましたけれども、難しかったと。そういうようなことで私どもも先月の16日には石神議長が東京へ出た折に代議士のほうにお願いをしたり、または先月の28日には自民党の第12区の移動政調会があった中でも私どもがその要請をしたり、いろいろ政治的にお願いをしてきております。ただ、47年の天北厚生園が兵安の小中学校の廃校跡を利用した場合についても、既存の施設はやはり改修で、新築ではなかった。ただ、利用者が入所している部分については増築をして、500平米ちょっと、これは新設で平家のブロックで補助金をもらっております。そういうことからすると、やはり遊休施設なり保有施設を新設として認めていただくことは、まず200%難しいと、私はそう思います。しかしながら、違う面で何とか少しでも補助金の額を増額をしていただけるような、そういうような要請を今後も続けてまいりたいと、こういうことでご理解をいただければなと思います。

○議長（石神忠信君） 藤田さん。

○7番（藤田首健君） わかりました。しかし、これは見解の相違といたしますか、考え方によってそういういろんなあれがあろうかと思えます。あくまでもこちらへ移転するとはいいながら、そういう形で設備をきちっと整えて入れるということであれば、先ほどから申し上げているとおり、新設でも解釈できるのではないかなというふうに、これは私が強く主張したいところであります。大変難しいかもしれませんが、少なくとも今までの努力してきた経過と、それから今私が申し上げた新設の考え方、両面で進めていただいて最良の結果となるような努力をしてほしいということで、この旨を強く申し上げまして、私の質問を終わります。回答は要りません。

○議長（石神忠信君） これで藤田さんの一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため午後1時まで暫時休憩にいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（石神忠信君） 休憩を解いて会議を続けます。

午前中に引き続いて一般質問を行います。

受け付け番号4番、議席番号5番、星川さん。

○5番（星川三喜男君） 私は、大きく2点について質問をさせていただきます。

まず、1点目、住んでよかったまちづくりと財政健全化についてです。本町の財政状況は、ここ数年の交付税の増額などで好転し、財政健全化計画どおり、平成22年度決算をもって早期健全化団体から抜け出せるものと期待しております。しかし、12月6日の北海道新聞では、総務省が要求していた来年度地方交付税の予算のうち1.5兆円の別枠加算の廃止を財務省が打ち出しましたという報道もありました。地方財政に暗雲が広がってきたような気がします。町長は、町政を担当して以来、住んでよかったまちづくり、これからも住み続けたいまちづくりを提唱されてきましたが、その政策を支える町財政は交付税に左右されるところが非常に大きいと思います。来年度予算も骨格が固まってきたころと思いますが、財政健全化と住民福祉向上のバランスを今後どのようにして町政運営に当たる所存なのかをお伺いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 星川議員の住んでよかったまちづくりと財政健全化について、私からお答えをいたします。

平成23年度の予算編成会議を10月28日に開催し、職員に対し地方交付税の伸びは期待できないので、今まで以上に財政の健全化、経費の節減、合理化のために公債費負担適正化計画や中長期財政運営計画などに沿って新年度予算を編成してほしいとの指示をいたしました。今のところまだ来年度予算の骨格は固めておりませんが、今後国の予算案の政府決定や地方財政計画等を参考に予算計上することとしており、現在のところ地方交

付税が前年度より削減されたとしても本年度並みの住民福祉に取り組めるものと考えているところでございます。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

ただいま町長の答弁の中、本年度と同じ程度の住民福祉に取り組めるとの答弁ですが、確かに今年度は地方交付税などが当初予算額よりも多く入り、2億7,000万円の余剰が生じると、この後柳澤議員が質問される中で答弁書を見ましたところ、そういうような見通しが述べられております。その余剰は、公共施設整備基金に積み立てるとのお考えであるようですが、それをこれまでの財政健全化のために削られてきたお年寄りの福祉制度の復活や子育て対策などに充てられたらいいなと私は思います。そうしたお考えがあるかお聞きしたいのが1点。

もう一点は、高齢者が終生この町で幸せに暮らせる環境をつくるのが住んでよかったまちづくりにつながることは、だれしも疑いを挟む余地もないし、町長も多分同じお考えだと思います。ここで一つのアンケートの中、これは自治基本条例アンケートの結果、私の手元にいい文章が残っておるのを発見しました。そこで、ちょっとご披露させていただきます。その中、住んでよかったまちづくりということ、書かれている中、行政運営の内容がよいのですが、今までの町長初め町職員は退職後町外へ転出される方が多いです。理由はいろいろあると思いますが、この町が魅力のない町、不便な町だからだと思います。人口の減少、魅力のない町、不便等々の課題を考えていく上で町外へ出ていくと考えている人によい案、よい仕事ができるでしょうか。今現在何人の方が退職したら町外へ出ていくと考えて仕事をしているのかが町民として調査をしてみたい、また知りたいと思っています。出ていくと思っている方に今すぐやめていただきたいです。自分たちも老後住みよいまちづくりに一生懸命努めてもらいたいです。町民全体となっていますが、町職員のそういう姿勢が町民の心を動かし、まちづくりの協力体制もできると思いますということで、40代の女性からの自治基本条例集を出したときアンケートで回収されたのがここに載せられております。

そこで、最後にお聞きいたします。町長は将来、先ほど東海林議員さんからの質問もありましたけれども、今後町長を退かれた場合、一町民に戻ったときです、ご自身が提唱されてきたこれからも住み続けたい町、そして中頓別を選び、終生暮らすおつもりがあるかお聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 1点目の高齢者福祉や子育て支援に使ったらいいのではないかと、こういうようなお話がございました。星川議員が初めに質問したとおり、交付税が昨年よりも来年は下がると、そういうようなことはもうはっきりしております。そういう中でたまたまことし財政的に余裕があるから高齢者福祉をやるのだと、単年度措置でやる場合に本当に住民の人たちがそれで満足できるだろうか、私は大変疑問があると、そう思います。

やはり福祉というのは継続してやるのが一番効果があって、またそれを受ける人たちが望むことでなかろうかなと私は思います。そういう意味では、財政的に初年度だけの問題ではなく、今後継続的にやっていける見込みの範囲内での福祉をこれから高齢者のために考えていく必要性はあるのかなと、こういうような考え方を持っております。また、子育て支援の関係もありましたけれども、私は今年度子育て支援、今までもそうでありますけれども、保育所の保育料を値下げをしたり、または中学生までの医療費の無料化をしたり、また今回は子供たちのために子宮頸がん等の予防接種に対して大きな支出をする予定をしております。そういうようなもので子育て支援についてはこの4年間で一定の方向性が出せたのではないかと、こういうような自負をしているところでございます。そういう意味で、もう一度お話ししますけれども、高齢者福祉については単年度措置で済むものではなくて、将来にわたって継続ができるような施策等について今後検討してまいりたいと、このように思います。

また、2番目の質問でありますけれども、私が退職をしたときに中頓別町にずっと住むかどうかと、こういう質問でございましてけれども、これは私的な問題でもありますし、私が今町長として答えるべきものではなかろうかなと思います。また、今ここでずっといるよと言って、自分がもしか体調を壊して町外に出ないとならないようなこともなきにしもあらず、私は思います。そういう意味ではできるだけ中頓別に住んでいたいと、こういう気持ちを持っているということだけお答えをして答弁にさせていただきたい、このように思います。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） 再質問の答弁ではわかりました。先ほど来から言っていますとおり、老人福祉、子育てのほうの支援を今後ともまた前向きな姿勢で取り組んでいってほしいと思います。

それと、最後の点なのですけれども、このアンケートに書かれているとおり、今までも私もずっと思っていました。まちづくりをしていっている職員が退職した後にはこの中頓別にはいないと、何でなのだろうということもいろいろとみんなと話ししながら考えていましたけれども、やはり年をとってくれば確かにお医者さんのいる地のほうが一番便利でなかろうかと思えます。でも、町長、これだけは私から言って、一リーダーとしてこの12年間やってきた中で、今までも住んでよかったまちづくり、それからこれからも住み続けたい町ということを提唱してきた町長が確かに健康を害したときは、それは皆さんも同じ考えかもしれませんけれども、まだまだ元気なうちはこの中頓別のために私はやっぱり住み続けてもらいたい。そして、何らかの形で、今々やめたとか、そういう話ではございません、みんなの町のためにまたバックアップすべきであろうと思います。ですので、再度できる限りこの町には住み続けていきたいといった言葉をはっきり聞きたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 先ほども申し上げましたとおり、今現在私は中頓別町に住んでいたい、そういう気持ちを持っているということだけお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） わかりました。

それでは、2番目の質問にいきたいと思います。指定管理者での不祥事についてでございます。町が大半を出資する第三セクターであり、指定管理者でもある法人の役員が交通三悪に問われる事故を起こしたと聞きましたが、事実でしょうか。これが事実ならば、指定管理者の取り消し等を検討すべきではありませんか。

○議長（石神忠信君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 指定管理者での不祥事について、柴田教育次長に答弁をいただきます。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） ご答弁申し上げます。

有限会社中頓別振興公社から取締役が道路交通法違反、酒気帯びをしたことの報告は受けております。また、指定管理者として指定を受けている寿スキー場のオープンを間近に控え、町民の方々はもとより、スキー場利用者の方々にご不便をかけることなく万全を期していく報告も受けております。指定管理者の取り消し等については、中頓別町教育委員会所管施設の管理運営に関する協定書の第11条、指定の取り消しに該当するかどうか検討していかなければならないと考えます。

以上です。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

この答弁は、私は次長よりか教育長がしてもらいたかったなど、それだけ先に申し述べておきます。

それでは、再質問させていただきます。先ほど次長が言われましたように、協定書、私も見させていただきました。この中で指定の取り消しについて書かれている第11条に今回の事例が当てはまるという解釈は、大変難しいと私も思いました。今回のこのようなことを想定していない協定の結び方にも私は問題があると思いますので、直ちに見直しをされてはいかがでしょうか。

また、それ以前に、町が先ほど言っているように出資する第三セクターとして公共サービスを担っている会社であります。そこで働く方も準公務員としてみなされるのではないかと私は思います。その中でもトップを務めるということになれば、役場でいえば町長に匹敵することになります。最大株主の町がどのような懲戒方針を持って臨み、今後どのように対処するつもりなのか。また、指定の取り消しが難しいとなれば、人身の刷新まで考えておられるのかお伺いします。

また、原則は個人責任とはいえ、これは町が提供している信用力と公共性が損なわれた事例だと私は思います。すべてを第三セクターに丸投げではなく、準公務員としての論理を指導する責任の一端が町にもあるのではないかと思います。町の指導責任、監視体制を問われると思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 指定管理者としての答弁よりも、振興公社に2分の1を出資をしている町としてお答えをさせていただきますけれども、11月にこういうような道路交通法違反、酒気帯びがあったよと話を聞きました。それで、すぐ私のほうから出している取締役に内容を調査をして、それが事実であれば、役員会を開いて処分を検討しなさいと、こういう指示を11月にいたしました。その結果、12月1日から2カ月間停職という処分になったようであります。初めに申し上げますけれども、私も三セクの社長をやっておりますけれども、社長として行為が本当に町民に大きな迷惑をかけた事案でないかなと思います。そういう意味では、トップとしてやはり道路交通法違反だけでなく、町民から指摘をされるような行動または行為のないようなことが必要かなと思います。そういう意味で今お話ししたとおり停職2カ月と、こういうような処分が決定をされた。しかしながら、本人も深く反省をしまして、どういふことを今後すればいいのかなということでは、先ほど次長が説明したとおり、指定管理をされて、スキー場の運営等々で住民の人たちに迷惑をかけないようなことを最大限準備をしないとしない、そういうような話もされておりました。しかしながら、結果的には今月の15日に辞職願が出てきたと、こういうようなことで、それを役員会を開いて受理をすると、こういうような結果になったという報告を受けております。町長がこうする、ああするというものではありません。はっきり言って、振興公社もそれぞれ別の会社として役員会、役員、取締役等々がいるわけありますから、そういう中で判断をさせていただいて今お話をしたような結果になったと、そういうような報告を受けておりますので、本当に町民の皆さん方に大変迷惑をかけたということでは私からも町民の皆さん方に謝罪をしなければならない事案でないかなと、こういうような認識を持っているということでご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） わかりました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（石神忠信君） これで星川さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号5番、議席番号6番、柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） まず、環境基本計画についてお伺いしたいと思います。

平成21年6月に環境基本条例が制定され、本町における環境施策の第一歩が始まったというふうに認識しております。本町の環境基本条例には、生物多様性の保全など先進的な環境施策とともに、これらを実現する上での環境基本計画の策定が義務づけられております。しかし、環境施策を推進する上での環境基本計画がいまだに策定されておられません。

これではせっかくつくった条例は絵にかいたもちにすぎず、町長が提案した意味もありません。環境基本計画がいつ策定されるのか、町長にお伺いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 柳澤議員の環境基本計画について、小林課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 環境基本計画の策定作業がおくれていることにつきましては、大変申しわけありませんけれども、事務処理上の問題ということでありまして、深くおわびを申し上げたいと思います。今後は事務処理を急ぎ、今年度中には策定できるように努力をいたしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 本当に謝罪いただいても、担当者としては謝るしかないのかなというふうに思いますけれども、あくまでも環境基本条例の中に環境基本計画の策定と公表ということがありまして、環境基本計画を定めて町民にわかりやすく公表しなければならない、これはもう義務ですよ。この義務が結果として守られなかったということになると、本当にこの環境基本条例というのは何のためにつくったのだという、その条例の重みがなくなってしまうというか、どれだけエネルギーを費やしてこの条例ができたかということを考えますと、私は大変残念に思います。

それで、これは事務処理上の問題と、言えば事務処理上でどういう問題があったのだということなのです。それで、まずまちづくり推進課のボリュームが余りにもあり過ぎるのではないかなというふうに、これは何回かほかの議員さんも指摘されていますけれども、あり過ぎるのではないかなと。それで、私はまちづくり推進課という課ができたときにちょっと違和感を持ったのです。何であえてまちづくり推進課というものが必要なのか。役場全体がまちづくり推進課でしょう、どの課だって。教育委員会だって、それは子供のいわゆる人づくりでありますし、産業建設だってそれはまちづくりであって、あえてまちづくり推進課なるものが必要なのかという気はちょっとします。まちづくり以外になるような課ってありますか。ないでしょう。全部まちづくりにつながるわけでしょう。まちづくり推進課なるものができたから、これもまちづくりだ、あれもまちづくりだということで、結局はそのボリュームが大き過ぎてしまってなかなか仕事を整理し得ないのかなというふうに私はちょっと感じます。それで、先ほどの所管事務調査でも申し上げましたけれども、そうや自然学校あたりは教育委員会が所管したほうがいいのではないかと、これは常任委員会としての考え方なのですけれども、そういう点から、町長、まずこのまちづくり推進課の行政領域の整理を考えていく必要があると私は思うのですけれども、そういう考えをお持ちかどうか、まずその1点お聞きしたいと思います。

それから、あとはこの条例に沿ってやるということになると、私は大変なボリュームになるなというふうな気がします。まず、それぞれ町民の責務、それから事業者の責務、そ

れから町の責務、これを計画ができていない段階でどういうふうに聞いたらいいのかというのがちょっと私も戸惑うところなのですけれども、では町民の責務を具体的にどのように負ってもらうのか、そういう言い方は悪いのですけれども、マニュアル、あるいは町民へ周知していく、町民の責務はまずこういうことをやってください、こういうことにはぜひ気をつけてくださいというようなマニュアルがあるのかどうか。これは、事業者の責務に対してもそうです。それで、文言にずっと出てくるのが必要な措置を講ずるよう努める、ではこれは具体的にどういうことを言うのというのを事業者の説明しなければならないわけでしょう。こういうときにはこういう措置をするように努力してください、これはどういうことなのだというマニュアルがあるのかどうか。特に今度は町の責務、第9条で総合的、計画的な施策を策定して実施しなければならない、まずこれが今回はないということですよね。2項に環境への負荷が減少するように配慮しなければならない、ではこれは具体的にどういうことなのというのが随所に出てきます。必要な措置を講ずる。規制の措置ですとか、監視等の体制整備、それから19条、20条、21条、生活環境保全、景観の保全、貴重な自然環境の保全、ずっとあります。では、これは具体的にはどういうことをするのだというマニュアルみたいなものが整理されていますか。

まず、その2点、この条例に合わせたいいわゆるマニュアルなり規則なりが整備されているかどうか。それから、先ほど申し上げました行政領域の整理を考えていくつもりがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） まず、私のほうからまちづくり推進課の行政範囲の質問についてお答えをいたします。

まず、一つの例として先ほど出ていましたそうや自然学校の関係等々をまちづくり推進課が主体的に今担っている、教育委員会と連携を図っておりますけれども、教育長にはこのそうや自然学校について教育委員会の所管にするよう検討なさいと、こういう話は前からしております。そういう中で教育長も検討をしますと、こういうような話でありますから、どういう結果になるかわかりませんが、私は教育委員会の所管になるのが一番ベターかなと、こういう考え持っています。

また、今教育委員会とまちづくり推進課が連携を図っていることをやっております。本当に今のような形がいいのかどうか、これも教育長とまちづくり推進課で協議をして、それぞれ独立した形がいいのかどうかと、双方協議をなさいと指示をしております。そういう中で少しでもまちづくり推進課の行政範囲を縮小しながら、そして効果を上げていくと、こういうようなことにつながっていけばいいのかなと思います。

また、私はまちづくり推進課長にもお話をしておりますけれども、今のいろんな事業にまず優先的に取り組んで、できるだけ今の仕事を完成させてから新しい仕事に取り組むほうがいいのではないかと、こういうような話もしています。そういう意味で総合的にまちづくり推進課の行政範囲というか、業務の内容について検討をする時期に来ているのかなと、

このような考えを持っているということで、また教育委員会にも指示をしているということでご承知おきいただければなど、このように思います。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 2点目のご質問につきましてでありますけれども、環境基本条例を策定した際に、その解釈等に関する資料もある程度整理をしております。それが議員がおっしゃるような個々のケースに想定されたマニュアルというような具体性を持ったものとは、必ずしも言えないかと思えます。この点につきましては、計画を策定して以降、またしっかり取り扱いに関して遺漏のないように事務を進められるような体制整備を図っていきたいというふうに思えます。端的に申し上げれば、現時点でしっかりとしたマニュアルの案までできているという段階ではありません。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） それでは、まず冒頭のほうの質問なのですけれども、それでは教育長にお聞きしますけれども、町長からいつごろ指示がされたのかわかりませんが、これ検討するのはそんなにそんなに時間の必要なことではないと私は思うのです。検討されたのかされていないのか。それから、教育長として、教育委員さんがいるので、教育長が独自で勝手な答弁というのはなかなか、もし検討されていなかったらしづらいとは思いますが、あくまでもやっぱり教育長なのですから、少なくとも教育長がどう思うのか。まず、検討されたかされていないか、あるいは教育長としてどう対処しようとしているのか、その点をまずお聞きしたい。

それから、2点目のマニュアルという言葉がどうなのか、ちょっと私もその言葉にはどうという言葉を使ったらいいかあれなのですけれども、なかなかまだ具体的なものでないということなのですけれども、今年度中に計画をつくるということなので、それではその計画に合わせて町は当然自分たちで考えてやるだろうし、事業主に対しては町が接していけばいいわけですから、そこら辺はおいて、少なくとも町民の責務についてはやっぱりきちっと具体的に計画をつくったその段階でこの点については、例えば第7条の日常生活に伴う環境への負荷の低減、それを努めなければならない、ではどういうものを言うのかと。これは、やっぱり具体的に町民のこれはできるでしょう、これはぜひ守ってください、これは努めてくださいというものがなかったら、町民は一体何を判断するかということなのです。ましてや、環境基本条例がどれだけ町民に浸透しているかもわからない段階で、やっぱり町民の責務というのを具体的に示してやらないと、私は町民がこれを判断することは難しいと思う。2項もそうです。環境の負荷の低減に努める、そうしたら町民はこれ何のことを言っているのかということになると私は思う。だから、少なくともこういうことは守ってくださいというものは、やっぱり具体的に示してやらないと町民は判断できない。計画ができた時点で、少なくともこの町民の責務というものを計画に合わせてこれを言っているのですよということぐらいの説明でき得るものをつくっていただきたいというふうに思いますので、また再度この2点についてお聞きします。

○議長（石神忠信君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 最初の1点目でございますけれども、まちづくり推進課のほうと検討はしております。ただ、結論には至っていないというのが現状でございます。ただ、教育委員会等にも当然かけなければならない問題であります。私個人の考えといたしましては、確かに今教育行政、それから町長部局の行政、これらを含めていろいろとやっつけていかなければならないという、私もまだまだ勉強不足でありますけれども、生涯学習振興行政というのが望まれていると思います。そして、まさに地域づくりのベースとして生涯学習があると言われていた中で、社会教育の果たす役割というのかなり大きなウエートを占めているということも十分認識しているつもりであります。ただ業務量が多いから移す、移さないという問題ではなく、果たして両方生涯学習を推進していく中でどういう形が望ましいのか等も含め、今後もさらに検討していきたいと考えております。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 2点目のご質問でありますけれども、条例の制定以来、その条例に関する町民に対するお知らせという点でもまだ行えていないところがあります。改めて今回計画を策定して、それ以降環境基本条例の趣旨全体を含めて町民の皆さんに町としての基本的な環境政策の考え方、それから具体的な取り組み、そういったものを説明し、一緒に行動していただけるような広報、協力依頼、説明、そういったものに尽くしていきたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 2点については、それぞれそういうふうになるようにぜひ早急に努力し、検討していただきたいというふうに思います。

続いて、2点目について、医師の体制等についてお伺いしたいと思います。前院長が退職後、新たな体制のもとで国保病院が町民の生命を守る役割を果たしていることに安堵し、現院長初め医療スタッフの尽力に敬意を表したいというふうに思います。常勤医師1名体制では、激務であることはこれまでも指摘されてきましたが、全道各地に医師を派遣する医大からの支援が確実ではない中、もう一名の常勤医師を探す取り組みはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 医師の体制等について、青木事務長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 青木国保病院事務長。

○国保病院事務長（青木 彰君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

北海道初め公的な機関については、町長、私が随時要請のための訪問をしているほか、電話等での情報交換をしてきております。また、民間の医師紹介事業者とは現在までで8社と契約を結んで情報をいただいているほか、町長が札幌に出向いた折には北海道支社もございますので、そちらのほうに訪問して依頼をしてきております。そのほか、町内出身の医師や知友人の方、そして以前から当病院を支援していただいている医師の方にも情報

の提供をお願いしてきておりますが、現時点では医師の採用に結びつく結果にはなっておりません。今後は各医大に派遣要請をしている結果が今月中に出され、派遣がない場合、北海道全体での調整ということに希望を託すこととなりますが、状況は大変厳しいものと思われま。現状では、応援医師の確保にも苦慮する場面もありますが、院長にはこれ以上の負担をかけないよう応援医師の確保に万全を期すとともに、もう一名の常勤医師の一日も早い確保に向け、さらに努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 医師の確保というのは、大変難しいもので、そう簡単なものでないということは私も認識しておりますが、それをお願いしている各医大とのパイプというのは現在のところどういうふうになっているか、その点をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 青木国保病院事務長。

○国保病院事務長（青木 彰君） 医大との具体的なパイプという部分では、ございませんけれども、北海道を通じて各医大に、まず医師要請という形でそれぞれの医大に町がこういう医師を派遣していただきたいということで要請書という形で出すことになっております。それは、既に出させていただいておまして、各医大からそれに対して派遣できる、できないの返事が来るということになっております。ほとんどが派遣が難しい、それだけでなく大きな基幹病院からの医師引き揚げというふうなことで新聞報道でもされておりますけれども、そういった時代の中で大変厳しいと。さらに、そういう状況を踏まえて北海道としては各医大、それから民間の病院等を含めた中での派遣調整会議というものを設けていただいておりますので、それが1月以降開催をされて道内から派遣要請が相当上がると思っておりますけれども、そこに向けて緊急的な順位をつけて派遣をしていただくと。これは、ここ二、三年そういった形をとって道としてもやっているということでもあります。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私から参考までに今までの医師の照会等について若干お話をさせてもらいますけれども、5月の上旬に耳鼻咽喉科のお医者さんの話がございました。何度かお話し合いをしたのですけれども、なかなか採用には至らなかった。それから、6月上旬には3人セットで採用してくれないかと、こういう話もありました。これについても3人セットで採用できないので、お断りをいたしています。それから、6月上旬にもう一件ありました。これは、50代のお医者さんなのですけれども、外来のみで宿直はできないと。これも宿直ができないのであれば難しいと、こういうようなことでお断りをいたしました。それから、7月上旬には67歳のお医者さんから話がありましたけれども、これも週1回しか泊まりがだめだと、あとは近隣のどこまで送迎をしてほしいと、こういうような話でお断りをいたしました。また、8月上旬にも59歳のお医者さんから話がありました。しかしながら、私は基本的には今の伊藤院長と一緒に勤務をしてもいいよというお医者さんでなければ採用しないと、基本的にそういう考えを持っておりますので、今お話

ししたような5件についてそれぞれ伊藤院長と協議をして、院長のほうがどっちかという  
と断ってほしいというような意向に基づいてお断りをしているという状況でありますから、  
今後も伊藤院長と一緒に院長が医療に携われるというお医者さんを目指して努力をしてま  
いりたいと、このように考えております。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 状況は大変わかりましたし、それぞれコンタクトはあってもなか  
なか条件として合わないのかなど、何よりも伊藤院長とのいわゆる呼吸が合わない、そ  
れはやっぱり難しいのだろうなというふうに思います。これ以上私が質問しても医者が見  
つかるわけではないので、町長初め事務長、今後とも早目に新しいもう一名の医者が見つ  
かるように鋭意努力をしていただきたい。また、我々ももし何かそれに関する情報があつ  
たら町長にお伝えして、一緒にできる限り協力していきたいと思いますので、今後ともひ  
とつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、総合計画についてお聞きしたいと思います。国会では、地域主権改革関連  
3法案が現在継続審議となっておりますが、来年の通常国会で成立する可能性が高いと言  
われております。これに関連して地方自治法が改正され、市町村基本構想、つまり総合計  
画の策定義務も廃止されることになろうかというふうに思います。来年度は、第7期の総  
合計画策定の年に当たるわけですが、どのような計画づくりを考えておられるのか、町長  
の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 総合計画について、私からお答えをいたします。

国会では、地域主権改革関連3法案が継続審議になっており、まだ地方自治法が改正さ  
れていない段階ですから、従来どおりの策定方針で進めていきたい、このように考えてお  
ります。ただし、現在検討している自治基本条例案では、総合計画は町の最上位計画と位  
置づけ、かつ執行機関はこれを政策の最高規範と位置づけて行政運営に当たると、こうな  
っております。このような考え方を基本に据えて第7次総合計画づくりを進めてまいりた  
い、このように考えているところでございます。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） それでは、まず第7期の総合計画をつくる前に、第6期の総合計  
画があと残り1年ということですがけれども、この第6期の総合計画が9割終わってきた時  
点で、これをどう評価しているのかなというのがまず私としては気になるところです。第  
6期で一流の、中頓別づくりというのをスローガンというか、テーマというか、そういう  
形で6期をきたわけですがけれども、今になってその一流の、中頓別づくりって何なのだ  
というような疑問が沸々とわいてくるというのか、今終わるようになってからその一流の、  
中頓別づくりって、そうしたら一体目指したものは何だったのだろうというのがやっぱり  
ちょっと疑問がつくのです。それで、この約10年間で、ではその目指した一流の、中頓  
別づくりはどれぐらい進んだと言えるのだろうかというのがちょっと漠然とわからない。そ

れで、この第6期の総合計画の評価、そういうものがある程度あってやっぱり第7期のまた目指すものが見えてくるのかなというふうに思うので、その第6期の総合計画の評価をどうとらえているのか、その点をまずお聞きしたい。

それから、今までどおりに策定していきたいということなのですが、それでは元来からやってきた総合計画基本構想、それから基本計画、それから実施計画というような、そういう構想でいくのか、その点従来は基本構想が議会の議決事項になっていましたから、これはつくらざるを得なかったのだらうなというふうに思うのですが、また同じような形をつくっていかれるか、その点についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 第6期の評価の関係でありますけれども、それぞれ町民の方々、我々もそうありますけれども、とらえ方についてはその人の考え方によって大きな差があるのでなかろうかなと思います。ただ、総合計画等はやっぱりそれに載っていない事業等もローリングをして追加をしていく、または削除をしていくという行為もありますから、私は一概にこれが50%、60%、70%と評価を数字であらわすべきものなのかどうか、それぞれの人の判断によって違うだろうと思います。私は、執行者としてこの10年間大変厳しい財政の中でもそれぞれ予定どおり事務事業等が執行できたと、こういうようなことでは評価としては高いほうの位置を示していると、このように自分ではとらえておりますけれども、それもまた人によっては判断が違うのでなかろうかなと思います。しかしながら、この10年間をやってきて、町の整備をするほとんどのものについては、一段落できるような状況になったのでなかろうかなと思います。そういう意味では、この10年間の評価を踏まえて、今後は第7期の総合計画でそれを生かしていく、または今後の第7期の総合計画ではハードよりもソフト事業に力を入れるべきでないかなと、このように考えています。

また、もう一点の第7期の総合計画では、基本的には今のところ基本構想、基本計画等々からスタートしなければならないだろうと思います。それは、さっきも申し上げたとおり、自治法の改正が今現在なされていないからであります。それが自治法が改正になっても基本構想等の議会の議決が要らなくなったら、そうしたら今度はそれで本当にいいのかどうかと、そういうような問題もあります。特に議会の議決を要しないそれぞれの問題、計画等も独自の地方自治法の第2項に基づいて町村が議会の議決をして決めるのだと、こういうような方向性を持って進めるべき課題に該当するのでなかろうかなと私は心では思っておりますけれども、そういうものが不要ないかどうかということについては今後内部でも十分検討していく必要がある、このように私は思っております。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） ちょっと再質問で聞くのを忘れたので、再々質問でお伺いします。

それで、地方自治法がどう改正されるかによるので、それがまだはっきりしない段階ではこうしていきますというのは町長としてもなかなか現時点では言いづらいのかなという

ふうに思います。まだ制定まではいいませんが、自治基本条例の中に総合計画については議会の議決を要するという文言が入っておりますので、自治基本条例が制定されれば、おのずとそれが決まってくるだろう。ただ、これも解釈によっては今までみたいな構想だけなのか、基本計画まで入るのか、実施計画まで入るのかというのがちょっと、これもきちっと条例を定めていかなければ何とでも言いようがあるのかなという気がするのです。それで、自治基本条例が制定されれば、それに付随して、それに関連する条例というのはある程度の時間は必要とされるでしょうけれども、制定されていくようになるだろう。また、議会としても議決権の拡大ということのみずから判断して条例を整理していくということも必要になろうかと思えます。それで、そこら辺がちょっとあいまいでもありますし、それから総合計画のつくり方というものもあいまいなところが結構あるのかなというふうには私は思います。それで、各自治体でこれらの策定の仕方、あるいはこれをどう運用していくかということ踏まえて総合計画の策定と運用に関する条例というものを制定して、ここら辺きちっと決め事をつくっているのです。つくるときにはこういうふうにつくらなければならない、これを運用するときにはこういう運用をしなければならない、あるいはこういうときには議会の議決を要するとかという整理をかけている自治体が多いので、私も中頓別町においても総合計画をつくる上において総合計画の策定と運用に関するそのような条例をきちっと制定して、それに基づいて総合計画づくりを行う、あるいは運用を図っていくという方法をとられるべきだと思いますが、この点について町長はどうお考えでしょうか、最後にお聞きます。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 総合計画の策定やら運用に関する条例、つくっている町村もはっきり言ってあります。そういうところを参考にしながら、今後検討してみたいなと思えます。ただ、総合開発委員会を委嘱をして今現在第7期の総合計画の策定の準備に入りつつある、もう足をかけているみたいな状況でありますから、ただそれを今こういう条例の中でまた改めて総合開発委員さんにお話をすることになると思えますので、まず町として条例を制定する方向として考えながら、総合開発委員会の委員さんにもこういう条例を策定をしようと思っているというお話もしながら進めてまいりたいと、このように思います。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） それでは、ぜひ策定委員のほうと十分協議していただいて、極力そういう状況にさせていただきたいというふうに思います。

それでは、最後に地方交付税の使い道についてお聞きしたいと思います。今年度の本町への普通地方交付税額は、対前年度比で6.9%増の21億8,600万円に決まったと伺っております。現在の予算額は20億1,000万円ですから、約1億7,000万円近い額が留保財源としてあることとなりますが、この使い道をどのようにされるのか、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 地方交付税の使い道について、お答えをいたします。

現在の留保財源は、地方交付税や臨時財政対策債など約4億円程度あります。今の時点で必要となる見込額は、特別会計の収支不足による繰出金などで約1億3,000万円程度を予定しております。残り約2億7,000万円を最低でも公共施設整備等基金や財政調整基金、減債基金に積み立てをして将来の財政運営に支障のない状況に少しでも近づけていきたい、このように考えているところでございます。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） ここで本来ならば先ほどの星川さんと同じ質問をするつもりでしたのですが、先に星川議員が質問して町長の考えをお聞きしたので、再度同じことは聞きませんけれども、現在この3つの基金で約8億ぐらいになっていますよね。それで、前回の一般質問で藤田さんからこれの取り扱いについて聞かれておまして、町長の考えとしては5億から10億を積んでいきたいのだというふうに答えています。それで、先ほどのいわゆる福祉に関して単年度的な福祉をやるのなら、私は本当に意味がないというふうに思うのです。だから、やるとすれば、額は小さくても継続的にやっていかなければ、それはやる意味がないというふうに私も思います。それで、お金はないよりあったほうがいいので、留保財源もないよりあったほうがいいのは私もわかりますけれども、ではどこら辺まで、そうしたら10億になるまで積んでいくのかと、そういうところがいつまで積んでいったって切りがないのでないかなという気もやっぱりするのです。積むことは何ぼでも積めますから、これ以上積んだらだめですよなんていう法律もないので、そうするとどの程度まで、いわゆる自分の財政力としてどの程度の積み立てがあれば、まあ、当面いいだろうという判断をされるのかお聞きしたい。

それで、前回の質問で本年度少なくとも2億円を公共施設整備等基金に積みたいという考えを持っておられたようですが、本当に2億程度の金をまたここに積むのかどうかお聞きしたいというふうに思います。この公共施設整備等基金にです。

それで、前回公共施設整備等基金の使い道について計画はないという、それで町長の答弁で第7期総合計画の中で必要な計画等を組み込んでいけばいい、いけばいいと言うよりは私は組み込むと言うべきではないのかなと思うのです。総合計画の中へある程度の計画として入れていくよ、やるやらないはともかく、施設がもつのならそんなに急いでやる必要はないので、だけれどもある程度計画をつくっておいて、それで積むのですよということであれば、言い方を変えれば、どうやって使ったって公共施設整備になるわけで、道路を直しても橋を直しても公共施設になるわけでしょう。そうすると、やっぱり何年ごろには、特に町長がこれで言っている一番古い町民体育館、それから中頓別中学校の校舎、体育館、これらはもう古くなっていますよということで認めているわけですから、では第7期の総合計画で何年ごろにこれを建てる計画を立てよう、体育館は何年ごろ、中学校は何年ごろというような総合計画に計画性を持っていかなければならないと私は思うのです。

そうでないと、この基金を拘束する何物もないということなので、町長の今後の対処にもいろいろ質問は出ましたけれども、町長がかわったときにここに金があるではないかと、ではこれ使おうなんていうことだってあり得ないことではないので、やっぱり何がしかの決め事をつくっておかなければだめだと私は思うのです。だから、その上でもやっぱりきちっと計画をつくる、第7期の総合計画に組み入れていく、そういう手段は最低行うべきだと思うのですけれども、本年度も2億積むおつもりか、そういう計画をきちっと立てていくおつもりか、その2点をお聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） まず、公共施設整備等基金にどのぐらい積むのかというお話でありますけれども、9月の一般質問にもお答えをいたしました。本年度できるのであれば2億5,000万ぐらい積みたいのだと、そういうお話をさせていただきました。私は、基本的には9月に5,000万円を予算計上して、承認をいただいて、積むことができることになりました。今お話ししたとおり、2億7,000万円程度、今の見込みでは少なくとも最低そのぐらいは余剰金として出るだろうと思っていますから、2億円ぐらいを積みたい、そのように思います。それで2億5,000万になるだろうと思っています。はっきり申し上げて、今の町の早期健全化団体になった原因は、公共施設整備をやったことよっての借金の額によるものなのです。そういう意味からいくと、このぐらいの中頓別のような財政の小さなところでは、今後5年後、10年後ぐらいのペースで公共施設を改築をしなければならぬ時期が間違いなく来るだろうと、私そう思います。もう古くなったから要らないわと、こういうようなことであれば、それはいいのですけれども、そういう施設だけではなく、どうしても更新をしなければならぬ施設が出てくる、そのときにまた大きくお金を借りて早期健全化団体にならないような基盤を、私は個人的にはけちくさいほうですから、つくり上げておきたいと、はっきり申し上げてその気持ちを持っています。それが基本で、できるだけ積んでおきたいと。ただ、私は、この余剰金を積んだから決しておろさないのではなく、やはりそのとき、そのときの必要な目的を議会でも認めてもらえるような事業であれば、これは取り崩して予算計上して執行していくと、これはもう当然のことです。そういう意味も含めて、先ほど星川議員にも言いましたけれども、私が高齢者福祉について今考えているのは、1つは少額であっても月に2,000円程度病院の医療費の助成を考えてあげたいなど。それで、担当の主幹には月額どのぐらいが平均ベースになっているかと、または限度額がどうなっているかだとか、そういうような調べを指示をしております。そういう中でやはりある程度の高齢者福祉にも手をつけてあげたいなど、そういう気持ちがあるということでもあります。ただ、先ほど2点目の質問にありましたけれども、この基金の使い道についての一つの方針みたいなものについては、先ほどお話ししたとおり、やはりそのとき、そのときの状況に基づいて議会にお願いをして取り崩して予算計上していくということの議決が必要なわけですから、それに基づいて執行していくという考え方を持っているということでご理解をいただければと、こ

のように思います。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） できれば総合計画の中でもまた議論されるのかなというふうに思いますので、今回はこれで私の質問を終わらせたいと思います。

○議長（石神忠信君） これで柳澤さんの一般質問は終了しました。

以上で一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時06分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を開きます。

ここで議場の時計で2時15分まで暫時休憩にいたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時15分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

#### ◎同意第2号

○議長（石神忠信君） 日程第7、同意第2号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 同意第2号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を中頓別町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記、住所、枝幸郡中頓別町字中頓別183番地。氏名、内田貞代。生年月日、昭和28年3月3日生まれの現在57歳であります。

内田貞代さんは、平成13年5月に教育委員に就任し、今年21日で3期目の任期が満了になるところでありますけれども、今までの経験を生かしていただき、より一層の本町の教育振興や向上のためにお力添えをいただきたいと思い、提案申し上げますので、満場一致での同意をいただきますようお願い申し上げて、提案理由といたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

西原さん。

○1番（西原央騎君） 3期満了ということですが、なかなか少ない人口の中で務めてくれる方も少ないのかと思いますが、新しい方への呼びかけ等々についてはどうなっていたか教えてください。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 今回の教育委員の同意を求める関係について、新たに新人の方を擁立をしたいという考え方は持っておりませんでしたので、特に今教育委員は1名が新しいまだ新人でほやほやの委員さんがいますので、そういう中で今までの経験を生かしていただいて、より教育振興の向上のために頑張っていただける人物でなかろうかなと、このように思っています。そういう意味で内田さんを再度お願いをしたわけであります。

○議長（石神忠信君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第2号について採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第2号 中頓別町教育委員会委員の任命につき同意を求める件は同意することに決しました。

#### ◎同意第3号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第8、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求める。

記、住所、枝幸郡中頓別町字中頓別28番地。氏名、三浦陽一。生年月日、昭和21年7月28日生まれの64歳であります。

三浦陽一氏は、12月23日で2期目が満了になるわけでありますけれども、今までの経験を生かしていただき、固定資産評価審査委員としての役割を担ってもらうのに最適任者と考えておりますので、満場一致での同意をいただきますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第3号について採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決しました。

### ◎議案第73号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第9、議案第73号 定住自立圏の形成に関する協定の締結の件を議題とします。

本件について提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第73号 定住自立圏の形成に関する協定の締結について、小林まちづくり推進課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 議案第73号 定住自立圏の形成に関する協定の締結についてご提案申し上げます。

中頓別町及び稚内市の間において定住自立圏の形成に関する協定書を別紙のとおり締結するため、中頓別町定住自立圏形成協定の議決に関する条例に基づき、議会の議決を求める。

協定書の内容でございますけれども、ご承知のとおり、本年3月2日に稚内市が中心市宣言を行い、その後宗谷管内全市町村が参加して定住自立圏の形成に関して協議を進めてまいったところでありまして、その協定項目について整理の上、今回まとまったものをご提案させていただくというところであります。

協定書の内容、概略をご説明をさせていただいて提案にかえさせていただきたいと思っております。

第1条におきましては、目的でありまして、定住に必要な都市機能及び生活機能の確保、充実を図るとともに、自立に必要な経済基盤の整備を促進することにより、魅力あふれる定住自立圏を形成するという目的をうたっております。

第2条は、基本方針でありまして、相互の役割分担、連携、共同、補完のもと行政サービスと民間機能の向上を図るという内容でございます。

第3条につきましては、連携する具体的事項、これは後ほど別表のほうでご説明申し上げたいと思いますけれども、定住自立圏の要綱にあります3分野につきましては規定がなされております。

第4条は、事務の執行等に係る基本的事項でありまして、第1項におきましては相互の役割分担、連携、協力に関し、第2項におきましては相互の受益の程度を勘案した費用負担についての規定、第3項につきましては相互の協議の規定が盛り込まれております。

第5条におきましては、協定の変更でありまして、これも先ほど申し上げた本町条例に基づいたものでありまして、議会の議決を経なければならないということ。

第6条におきましても同様、協定の廃止においても議会の議決を要するということが規定されております。

第7条については、疑義の解決ということで、双方協議のもと解決を図るという規定になっております。

本協定書におきましては、今回議決をいただいた場合、来年1月、全市町村が稚内市に集まって協定を結ぼうという段取りになっております。

なお、5ページから9ページにかけましては別表で、先ほど申し上げました第3条関係、第1号の生活機能の強化に係る政策分野といたしまして、1つ、産業振興においては、圏域観光の推進、有害鳥獣被害防止対策、港湾・空港の利用促進、それから2つ目として福祉においては、各種福祉施設のネットワーク化、3つ目の教育・文化におきましては、生涯学習機会の充実、図書サービスのネットワーク化、外国語指導助手の効果拡大、4点目におきましては環境として、地域環境圏の構築、5点目としては防災で、圏域内防災体制の整備、6点目、その他といたしまして、消費生活相談体制の強化ということであります。

8ページは、2つ目の分野でありまして、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野といたしまして、地域公共交通、生活路線や交通手段の確保及び強化に関して、2つ目が道路等の交通インフラの整備として、効率的な交通機能のネットワークの形成ということであります。

最後、別表3は、3つ目の分野、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野として、人材の育成・強化、地域の人材の有効活用と育成・圏域内交流の活性化ということでありまして、それぞれの施策ごとに取り組み内容が示され、甲の役割、乙の役割を規定しているものであります。

よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 協定書に関してはわかるのですが、第3条関係、それで産業振興からずっとその他、それから別表2、3と、こうあるのですが、これらの取り組むというのはわかるのですが、では具体的にこれをどういう形で取り組むかというような計画というのか、そういうものの策定というのは今後あるのですか。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 定住自立圏の関係におきましては、総務省の示している要綱の中でもこれから共生ビジョンというものを策定していくと。これは、関係市町村と協議のもと稚内市が策定するということになるわけですが、その中で各市町村との、先ほど申しあげました項目ごとにそれぞれの取り組む内容というものをまとめて、それに係る費用負担というようなものを協議の上、その共生ビジョンというものを策定するというようになっております。ただ、これらに関しましては、この協定書をまとめる前段階でも一定程度事務レベルで稚内市と各市町村の担当者におきまして詰めてきているところもあります。それで、来年協定書の締結に向かって各市町村の議会の議決が終われば、今申しあげました共生ビジョンの中身に関する協議を調べて、想定としましては稚内市も3月中にはこの共生ビジョンをまとめて、来年度からの特別交付税措置にも対応になるような作業スケジュールを想定しているということでもあります。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 基本的にはいいことだなと思っているのですが、この定住自立圏構想については何回かの説明会があって、初めから私出していたので、関心はあるのですが、ただかつての広域圏行政のあのシステムと全く違うといいながら、広域圏の行政執行ということでは同じだと考えています。

そこで、町長、この協定を結んで産業振興から始まって福祉教育、これでどういうメリットが具体的にあるのかというのがなかなかイメージとしてわいてこないのです。こんなことできるよと思うのは、圏域マネジメントの職員の研修なんかだったら、例えば稚内市で職員研修がいいことをやるというと、それを聴講させてもらえとか、当町でやる時には稚内市の職員が来てやれる、そのくらいのイメージはわくのですけれども、一体となった取り組みの中で、こんな広範囲なものなのですけれども、取り上げてこれはいいことがやれるのでないかというのがあったら、二、三教えていただければと思うのです。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 今回の協定に関しまして具体的な取り組みなども検討しているということについては、先ほども申しあげたところであります。ただ、これまで取り組んできたものを今回こういう定住自立圏というものに整理をかけてきたという点もまたあって、その部分のほうが多かろうかと思えます。今例示されました職員研修におきましても、これは既に取り組んできたところであります。ただ、そういった中でも、多くはそういうことでこれからの取り組みということになりますけれども、特に住民生活にかかわるところでいえば、社会教育施設を相互に利用できたり、図書サービスをネットワークとして活用できるようになったり、あるいは消費生活の相談というようなことを稚内市の窓口をお願いをして対応できるようになると、そういったようなところが住民生活においては直接かかわってくるところなのかなというふうに思います。ただ、長期的にこのビジョンの中から圏域における観光振興であるとか、あるいは有害鳥獣駆除、これ

管内全体として緊急の取り組みというふうになっておりますエゾシカ対策でありますけれども、こういったようなところが当面の課題として取り組んでいくことになるのではないかというふうに思っております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 確かにそれぞれの政策分野の取り組み内容というのが本当にできるのかなというのがやっぱりあるのです。例えば稚内北星学園大学の活用を推進する、乙の役割として。本当にイメージがわきにくい。できるのかなということと、あと例えば1の産業振興の中で港湾・空港の利用促進というのですけれども、乙の役割として「甲と連携し、空港の利用拡大に向けて、研究・取組を行う」とありますが、中頓別町としてもやはり空港の利用拡大に向けてこういう研究や取り組みを実際に行うということなのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） より具体的に今出てきましたので、稚内北星学園大学の活用については歴史遺産等というような書き方してはいますけれども、例えば今現在教育委員会で取り組んでおります北海道教育大学旭川校と子供たちの学習に向けて、夏休みに学生さんに来ていただいて実際に子供たちの勉強を見ていただくような取り組みも連携事業としてやっております。こういう形で稚内北星学園大学の学生さんにこちらへ来ていただくなりして、今後そういった子供との交流ができるような取り組みも検討していくような取り組み方等もございますので、そういう部分ではちょっと平成23年度からそういう取り組みができるかどうかも検討していきたいと思っています。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 一般的に言われているのは、定住自立圏構想が具体化されたからといって地域がバラ色になるようなことはまずないと、こう言われています、はっきり申し上げて。そして、やっぱり連携を図ることによってそれぞれの地域がうまく中心都市を利用すると、こういうようなことを一つ考えればいいのではないかというようなことがよく言われております。そういう意味では、こういう協定を結んで今後中心都市のいろんな財産等をうまく活用しながら、地域がそれにあわせて振興していくというシステムになっていけばいいと、そういうことでお考えをいただければ一番ベターかなと、このように思います。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第73号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号 定住自立圏の形成に関する協定の締結の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第10、議案第74号 社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第74号 社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について、柴田教育次長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 柴田教育次長。

○教育次長(柴田 弘君) 議案第74号 社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について。

社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

12ページを見ていただきたいと思います。提案理由でございますが、社会教育委員の定数につきましては、昭和63年9月に19名から13名に改正した以降22年が経過したことから、人口の減少などを踏まえ13名から10名以内に改正するものであります。

参考資料といたしまして、中頓別町における社会教育委員定数の推移、それから平成22年4月1日現在の宗谷管内市町村の社会教育委員定数を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

また、6月と7月の定例教育委員会議で教育委員さんが協議2回ほど行いながら、8月の18日に社会教育委員のほうに諮問いたしまして、10月の14日、社会教育委員から答申を受けております。

11ページにお戻りください。社会教育委員設置条例の一部を改正する条例。

社会教育委員設置条例の一部を次のように改正する。

第2条中「、13名」を「、10名以内」に改める。

附則、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長(石神忠信君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○6番(柳澤雅宏君) 削減の理由なのですが、人口の減少というのはこれに直接影響するのかなというのがまず思います。それで、社会教育関係の仕事が減ったとか、あるいは社会教育関係団体が当初から見たら減ったよと、そういう意味で減らすというのならまだわかるのですが、人口減は社会教育関係とはまるっきり何の影響もないとい

うふうに私は思うのです。ですから、人口が減ったから減らすというのは、私はちょっと提案理由としては適正な提案理由ではないというふうに思いますので、では社会教育関係団体なり社会教育関係の状況がどうなのか、その点ちょっとお聞きしてからだなというふうに思いますので、そこら辺の社会教育関係の現状はどうなっているかお聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 社会教育委員さんの定数、どういう区分から社会教育委員さんが選ばれるかという、その参考資料の中で稚内市のをちょっと見ていただきたいのですが、1つには学校教育・社会教育関係の区分から出します。それから、家庭教育関係の区分から出します。それから、学識経験の区分から出します。こういった区分から教育委員会が委嘱をするということになっておりまして、現在の構成区分からいいますと、13人の区分の中で学識経験がかなりウエートが高い状況になっております。人口が多い、少ないという部分も若干は影響されているのかな、過去であればそれぞれ地区ごとにも重要視されながら委員さんが出てきた経過もありますから、そういった部分では今現在かなり人口が減少いたしまして委員の見直しの時期に来たのかなというふうに踏まえた形で、その区分の部分も見ながら検討をしてきたところであります。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） ちょっと答弁になっていないでしょう。だから、学識経験のウエートが大きいなんて言わないで、現在は学識経験者が何人いるのだと、それで例えば人口が減って学識経験者が減ってきたのだとか、学校教育・社会教育、これ稚内市は4人だけれども、中頓別はどうなのか。それから、家庭教育関係ではどうなのか。だから、13名から10名にしますというのはわかるけれども、人口減少したから学識経験者は半分しかないのか。だから、さっき私は社会教育関係の状況はどうなっていますかと聞いているのです。だから、ボリュームが減ってきているよとかそういうことであれば、それで13名ではなくても10名でいいと、そういうことを答弁してほしいがために社会教育関係はどうなっていますかと聞いているのです。だから、現状がどうなので、10名に減らしても影響ないよというような答弁が欲しいのです。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 答弁不足で申しわけありません。構成区分が今言いましたように3区分で出す基準になっておりますけれども、区分を設ける必要性はございませんが、それを中心に出してきております。それで、今現在学識経験者が9名です。そして、学校教育・社会教育が4名と、うちのほうでは区分を定めていませんけれども、とらえていくとそういうような区分になっております。こういったところでいいますと、やはり今回かなり年数もたっておりますし、見直しの時期に来たものですから、管内的な状況を踏まえてそういった人数的には答申もいただきましたし、10名以内が妥当かなという判断をしたところであります。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） やっぱり今柳澤議員が言ったように、根拠をきちっとしたほうがわかりやすいかなとは思っています。よく使われる学識経験者のここら辺の取り扱いが、当て込めばみんな学識経験者というふうな形になってしまうのだけれども、事は教育に関することだから、少なくとも社会教育の認識をきちっと持っている人、そうでなかったら学識経験者とは少なくとも言えない。ところが、今この現状を考えたときに、私は昭和40年代ずっとやっていたのだけれども、人口が大体6,000から5,000人で、小学校が8校、中学校6校、そういった形の中で学識経験者も選びやすかった。それから、社会教育団体としては、青年、婦人、PTAも含めて20団体程度ありました。今ほとんどないでしょう。そういうようなことの現実を踏まえると、13名から10名というのも納得はできるけれども、教育のレベルからしたら、減らす必要は本来はない。だけれども、ある意味でのそういう社会教育団体や教育団体、学校においても社会教育は行うべき場所としてとらえているとすれば、学校の数もやっぱり問題になってくるのです。だから、そういう説明があればいいと思います。それと、そういう数が少なくなると、どうしても人材不足ということもあるでしょう、3分の1になった人数の中では。そういう説明をしていただければ、私は納得できると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（石神忠信君） 米屋教育長。

○教育長（米屋彰一君） 今言われたとおりでございます。間違いなく、この人口が減る中で人選がなかなか難しいというのが実態でございます。そして、お願いする場合もそういう方は大概また違う役も持っていて、同じ人が何本も役を持っていたりとかということもありますので、そういった意味で少数精鋭ではないのですけれども、13人から10人の中でやっていきたいという考えで提案をさせていただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 年数がたったからとかというのは、社会教育委員の数を減らしたり、ほかのどんなことでも同じですけれども、決まりを変えるのに年数がたったからという理由は理由にならないのではないかと思います。

そこで、伺いたいのですけれども、社会教育委員さん、今まで13名いらして、一番大事なというか、主な仕事はどんなことだったのか、13名の教育委員さんがほとんどそろって会議なり、そういう仕事のときはお出になっていたのか、それを伺うとともに、あと社会教育がやっぱり教育委員会からちょっと切り離されたような感じに今なっていて、社会教育という面では少し低迷という状況なのかなと思うものですから、委員さんをなるべく減らさないで社会教育を活発に、そちらのほうで活発になるように活躍していただけるといいなと思っているのです。10名以内とたとえ決まっても、10名から極端に少ないような人数にはしないようにすべきだと思います。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 社会教育委員さんの役割につきましては、社会教育事業全般

の事業計画を立てた段階でその会議に諮りながら意見をいただいて1年間事業を実施いたしまして、また最後の会議では実際に結果をその会議の中で報告して意見をいただいて次年度に反映していくというような役割ではありますが、また社会教育委員の大きな役割の一つとして事業計画の立案等がございますので、そういった部分で活動されております。

それから、会議の出席の状況なのですが、それぞれお仕事を持たれている方で、それから農業の方等もおりまして、時間設定の仕方によっては出づらい時間帯になってしまうものですから、すべてが参加できるような体制ではなかなか会議を開くのは難しいです。私が来てからの感触ですけれども、会議の不成立になるようなことはないのですが、出席率は余りよくない状況であります。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） それでは、今社会教育委員の仕事についてお聞きしましたけれども、社教法の第3章を使っていますよね。それで、この第14条の報告で、社会教育関係団体に対して、指導資料の作製とか、調査研究のための報告、これは求めることができるので、求めなければならないということではないのですけれども、そのような活動も社会教育委員で行われているのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 済みません、何条と言いましたか。

○6番（柳澤雅宏君） 第3章第14条。

○教育次長（柴田 弘君） 報告ですね。第14条。

具体的に社会教育中期計画、これらを策定するときに社会教育委員さんが入りながらつくってきている経過もありますし、またこれから第7次総合計画策定に当たりまして、それと関連づけて生涯学習推進計画も樹立されていますので、そういった生涯学習推進計画の実施計画も第7次に合わせた形で社会教育委員会の中で作成、調査していく計画であります。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 2時52分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

柴田教育次長。

○教育次長（柴田 弘君） 私が承知している範囲では、具体的な社会教育関係団体に対して指導資料の作製とか調査研究のために必要な報告は求めてはおりません。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第74号について採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号 社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第75号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第11、議案第75号 平成22年度中頓別町一般会計補正予算の件を議題とします。

本件について提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第75号 平成22年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、遠藤総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第75号 平成22年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明をいたします。

平成22年度中頓別町一般会計補正予算。

第1条、1ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出の補正では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,061万3,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ31億310万1,000円とする。

第2条、債務負担行為、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第3条、地方債の補正、既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

3ページをお開きいただきたいと思います。第2表、債務負担行為、事項、中頓別町酪農生産規模拡大推進資金に対する利子補給、期間、平成22年度から至る平成24年度、限度額、借入金3,756万円に対する利率0.78%の年賦利子。事項、畜産経営維持緊急支援資金に対する利子補給、期間、平成22年度から平成47年度までの26年間、限度額、借入金4,899万7,000円に対する利率0.18%の年賦利子。

第3表、地方債補正、今回は変更で、過疎対策事業債において限度額の変更で、変更後における限度額を230万円減額して7,550万円とするもので、減額の要因は事業費の変更によるものであります。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

続きまして、事項別明細書、歳出からご説明をいたします。8ページをお開きいただき

たいと思います。2款総務費、1項5目企画費では、既定額に122万2,000円を追加し、4,216万5,000円とするもので、地域づくり研修会経費では節の組みかえで8節及び9節で減額し、13節で新たに地域づくり研修会開催に関する業務委託料25万円計上、19節では生活交通路線維持買支え分等の不足に伴い84万1,000円を追加し、23節では平成21年度に執行した生活交通路線バス購入事業に対しエコカー補助金による本町補助金の戻り入れ分59万4,000円に対し、国庫補助金返還分として38万1,000円を計上したところであります。

4項選挙費、5目知事道議会議員選挙費では、新規に152万円を計上するもので、内容としましては1節から13節まで年度内に執行しなければならない関係経費分についてそれぞれ計上したところであります。

3款民生費、1項2目老人福祉費では、既定額に315万5,000円を追加し、1億5,231万1,000円とするもので、20節において老人福祉施設措置費に不足額が見込まれることとなったことから、追加補正をするものであります。

2項2目児童措置費では、既定額に80万6,000円を追加し、2,301万9,000円とするもので、20節において子ども手当の対象者の増等により不足額が見込まれることから、追加補正をするものであります。

4款衛生費、5ページになります。1項1目予防費では、既定額に189万4,000円を追加し、469万5,000円とするもので、13節において子宮頸がん予防接種、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌予防接種委託分として新たに計上したところであります。

6款農林水産業費、2項2目林道費では、既定額に657万5,000円を追加し、8,396万2,000円とするもので、それぞれの事業において事業実績が確定したことに伴い、関係経費を減額または補正するものであります。ただし、中核作業道坂井線開設事業につきましては、追加事業として13節で設計委託料を、15節で工事費を新規に計上したところであります。

10ページになります。7款商工費、1項2目観光費では、既定額に35万円を追加し、4,591万4,000円とするもので、温泉導水管修理費を計上したところであります。

8款土木費、2項3目道路新設改良費では、既定額より3,012万8,000円を減額し、1億2,927万2,000円とするもので、当初見込んでいた職員給与費を含めた事務経費の補助対象経費として認められなかったことに伴い、2節から12節及び14節にかけて減額、事業実績に伴う事業費の確定により13節、15節及び22節で減額をするところであります。

9款1項1目消防費では、既定額より642万5,000円を減額し、1億3,529万5,000円とするもので、内容としましては19節で南宗谷消防組合負担金を減額計上するものであります。詳細につきましては、平成22年度一般会計補正予算明細書をごらんいただきたいというふうに思います。

今回の補正は、1目消防支署費では、既定額より639万9,000円を減額し、1億

2, 728万8, 000円とするもので、2節給料から4節共済費において人件費の見込みにより減額、また7節から19節に関しては事業執行の確定により減額をするもので、特に12節で枝幸消防署で使用していた救急車を無償で譲り受けたことに伴い、自動車保険料を新規に計上、19節では消防本部負担金の確定に伴い減額をしたところであります。

2項1目消防団費では、既定額に2万6, 000円を減額して708万7, 000円とするもので、事業の確定に伴い追加及び減額をしたところであります。

10款教育費、5項4目学校給食費では、既定額に37万8, 000円を追加し、1, 045万4, 000円とするもので、11節で食缶食器洗浄機の故障に伴い修繕費を補正するものであります。

歳出合計、既定額より2, 061万3, 000円を減額し、31億310万1, 000円とするものであります。

歳入についてご説明をいたします。5ページにお戻りください。12款分担金及び負担金、1項1目民生費負担金では、既定額に246万7, 000円を追加し、1, 992万6, 000円とするもので、2節老人福祉施設入所費負担金を追加。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金では、既定額に54万9, 000円を追加し、5, 052万1, 000円とするもので、1節子ども手当国庫負担金を追加するものであります。

2項4目土木費国庫補助金では、既定額より3, 316万円を減額し、7, 689万円とするもので、1節道路橋梁費補助金で中頓別弥生線ほか2事業について事業の確定に伴う減額、除雪事業補助金については事務費が補助対象から除かれたことに伴い減額をするものであります。

15款道支出金、1項2目民生費道負担金では、既定額に12万9, 000円を追加し、3, 372万3, 000円とするもので、1節で子ども手当道負担金を追加するものであります。

2項3目農林業費補助金では、既定額に709万1, 000円を追加し、1億2, 600万4, 000円とするもので、4節林道開設事業補助金として709万1, 000円を追加するもので、事業の確定と新規事業分の補助金を計上したところであります。

3項1目総務費委託金では、既定額に151万8, 000円を追加し、645万6, 000円とするもので、6節知事道議会議員選挙委託金を新たに計上したところであります。

16款財産収入、1項1目財産運用収入では、既定額に4万円を追加し、4万1, 000円とするもので、1節で中頓別・浜頓別町森林組合出資配当金によるものであります。

18款繰入金、1項1目天北線代替輸送確保基金繰入金では、既定額に84万1, 000円を追加し、3, 237万7, 000円とするもので、1節でバス購入費のうち基金からの充当分として追加計上するものであります。

19款繰越金、1項1目繰越金は、既定額に161万8, 000円を追加し、7, 709万4, 000円とするもので、1節前年度繰越金を追加充当するものであります。

20款諸収入、5項1目雑入では、既定額に59万4,000円を追加し、3,086万5,000円とするもので、平成21年度執行済みのバス購入分に対するエコカー補助の本町分補助金戻り入れ分を計上したところであります。

21款町債、1項1目過疎対策事業債では、既定額より230万円を減額し、7,550万円とするもので、内容につきましては第3条、地方債の補正で説明をさせていただきましたので、省略させていただきたいと思ひます。

歳入合計、既定額より2,061万3,000円を減額し、31億310万1,000円とするところであります。

以上、歳入歳出のバランスをとってきたところであります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 歳出の9ページ、衛生費のところですが、子宮頸がん予防接種委託料、インフルエンザと肺炎球菌予防接種と、ここの補正予算が今こうして上がっているということは、この予防注射が間もなく実施されるということだと思ひのですけれども、早い取り組みで感心しております。それで、この予防接種についていつから注射ができるのか、対象の年齢はどうなっているのか、個人負担はどうなっているのかとか、およその中身について教えていただきたいと思ひます。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただいま皆さんのお手元のほうに、実施要綱の案を作成いたしておりますので、それをもとにご説明をいたしたいと思ひます。

まず最初に、前文を朗読させていただきます、ご説明をいたしたいと思ひます。中頓別町子宮頸がん、インフルエンザ菌b型（H i b）及び小児用肺炎球菌予防接種費用助成実施要綱案でございます。

第1条につきましては、目的でございます。この要綱は、子宮頸がん予防接種、インフルエンザ菌b型（H i b）予防接種及び小児用肺炎球菌予防接種（以下「予防接種」という。）を受ける女子及び乳幼児に対し予防接種に要する費用（以下「予防接種費用」という。）の一部を助成することにより、子宮頸がん及びインフルエンザ菌b型（H i b）や肺炎球菌による疾病の発病を予防し、女子及び乳幼児の健康の保持増進を図ることを目的とする。

第2条、対象者であります。この要綱による予防接種費用の助成を受けることができる者は、本町の区域内に居住し、住民基本台帳法による住民基本台帳に記載または外国人登録法による外国人登録原票に登録されている次の者とする。

（1）、子宮頸がん予防接種は、中学1年から3年の女子及び高校1年の女子とする。

（2）、インフルエンザ菌b型（H i b）及び小児用肺炎球菌予防接種は、生後2カ月から5歳未満の者とする。

第3条、予防接種医療機関であります。この要綱による予防接種を受けることができる医療機関は、中頓別町国民健康保険病院とする。

第4条、助成回数であります。この要綱による予防接種費用の助成の回数は、以下のとおりとする。

(1)、子宮頸がん予防接種は、3回までとする。

(2)、インフルエンザ菌b型(Hi b)及び小児用肺炎球菌予防接種。ア、接種開始が2カ月以上7カ月未満の場合は、4回までとする。イ、接種開始が7カ月以上12カ月未満の場合は、3回までとする。ウ、接種開始が12カ月以上24カ月未満の場合は、インフルエンザ菌b型(Hi b)は1回、小児用肺炎球菌は2回までとする。エ、接種開始が24カ月以上5歳未満の場合は、1回とする。

第5条、助成額であります。助成金の額は、医療機関の定める予防接種費用から子宮頸がん予防接種は1回につき1,000円(被接種者負担分)を差し引いた額とし、インフルエンザ菌b型(Hi b)及び小児用肺炎球菌予防接種は1回につき500円(被接種者負担分)を差し引いた額とする。

第6条、助成金の支払い等であります。町長は、医療機関において予防接種を受けたときは前条に規定する助成金の額を予防接種費用として当該医療機関に支払うものとし、予防接種費用の助成を行ったものとみなす。

2項、前項に規定する支払いは、医療機関からの請求により行うものとする。

3項、医療機関は、助成金の額を一月ごとに集計し、翌月の10日までに受診票または名簿を添えて町長に請求しなければならない。

第7条、その他であります。この要綱に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

附則、1、この要綱は、平成22年12月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2、子宮頸がん予防接種の対象者第2条第1項第1号は、平成22年度に限り高校2年から3年を追加する。ただし、平成22年度の接種者は、平成23年度も引き続き助成の対象とするという内容であります。

まず、本人が負担する接種者負担分につきましては、子宮頸がんは1回につき1,000円、それから小児用肺炎球菌とインフルエンザ菌b型(Hi b)は1回につき500円ということであります。

附則の1であります。日にちはあすからとしておりますが、4月1日から適用するという内容にさせていただきました。これは、ことしの4月から今までに接種なさった方に対しても適用させていきたいという考え方あります。

それから、2番目につきましては、本則にあります子宮頸がんの対象者が中学1年から3年の女子及び高校1年生までということなのですが、22年度に限りましては範囲を拡大をいたしまして、高校2年生と3年生を追加し、さらに平成23年度になった場合もそれらの者を中頓別の町民である限り助成の対象としていくと。それは、子宮頸がんがこと

しの12月、あすから実施をしたとしても3回までの接種ができないために23年度にわたります。3回目は6カ月後ということになっておりますので、23年度にわたるということもありまして、それらの者も適用をさせていきたいという考え方であります。

あとは、病院と打ち合わせの上、申し込みや何かにつきましては保健福祉課のほうで取りまとめをいたしまして、その後病院と予約で接種をしていただくという形をとっていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 早速あしたからということなのですからけれども、町民に対してのお知らせのほうはどうなりますか。

それと、保健福祉課で希望者について取りまとめをするということですが、特に対象年齢の切れる寸前の人たちが知らないでいたとかということのないように、本当に個々というぐらいきちんと連絡すべきではないかと思うのですが、周知の方法について伺います。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 周知の方法につきましては、25日の旬報、若干おくれるのですが、それにあわせて別にチラシを考えております。別刷りでわかりやすくして周知をしていきたいというふうに考えております。それと、子宮頸がん等につきましても教育委員会を通じまして中学校の養教なども連携をしながら、勧奨はいたしませんけれども、内容周知は徹底してやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 3点ほど伺います。私本当はこれ事前にちゃんといろいろ調査してきたのだけれども、たまたま担当がいなかったとか何とかというので、ちょっと疑問残っているのが二、三点ありますので、伺います。

まず、8ページ、地域づくり研修会、これ大したことないのですが、25万円やめて委託料と言っているのですが、この委託料はどこへ委託するのでしょうか。なぜそのようにしなければならなかったのか、伺いたいと思います。

それから、今の子宮頸がん予防の関係、これ私も一般質問した経過もあって、基本的には町は23年度からの実施をといいながら、何とか22年度からやってやってくださいよというお願いもいたしました。即要望に、要望というか、私の要望というよりも敏感に感じ取っていただいて、年度内からやるという英断は高く評価したいと思うのです。ただ、本年度中からやるというのは全道的には数少ないのですが、その多くは全額負担ですよね、町で。そういうのを見ますと、何とか全額にしてやれなかったのかなと思う気持ちはあるとしても、ここまで踏み込んで決定したものはよしと私は思うのです。ただ、大多数の市町村は、来年度からこれに取りかかるでしょう。その大部分が全額負担という状

況になったときに、これをもう一度見直す考え方はあるのかどうか。もう札幌市は決めましたよね、全額負担だと。あの大きなまちでもそういうような取り組みをしている現状を知って、なおさら来年度にそういう状況になったときにもう一度この要綱の検討をし直す、し直すというより、検討する考え方はあるのか伺いたいと思います。

それと、もう一つ、農林水産業費の10ページ、中核作業道坂井線測量設計業務委託と開設工事費が出ています。どこなのだから何だか図面もないし、量もわからない、金額的にいうと、これは道費補助で2,100万円の収入を見えていますよね。こういう提案の仕方というのは、ちょっと無理があるのではないかと。もう少し説明資料を整える必要はないのでしょうか。

その辺、3点ほど伺いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 1点目の企画費についてご説明を申し上げたいと思います。この地域づくり研修会につきましては、議員の多くの方もご参加をいただきました総合計画の策定に関する職員セミナーの費用に充てたものであります。この研修会の費用は、市町村振興協会からの補助金で、毎年2本から3本実施しているところでありますけれども、今回の研修内容につきましてはより実務的に総合計画を策定、管理していくそのスキルについての研修ということもありまして、そのノウハウを持っている機関ということでいろいろ検討した結果、株式会社ぎょうせいさんということになりました。そこで、直接講師のお願いをしたところでもあるのですけれども、会社組織として対応というようなこともありましたので、でなければできないというようなこともありましたので、委託料に組みかえた上での執行とさせていただいたところであります。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 子宮頸がんの自己負担の関係でありますけれども、国は当初から9割程度ということで見込んでおりましたけれども、今宗谷総合振興局、保健所のほうで大体2カ月に1回程度ですが、管内の状況を調査をしております、このワクチン関係に関連して。その中でどこがどういう負担をするよというものが出ているのですが、それがまだ全部出そろっておりませんので、宗谷の管内の状況を見ながら、よそが全部全額補助なののうちだけということにもならないのかなとも思いますので、そのときは理事者と相談をしながら検討していきたいと考えます。

○議長（石神忠信君） 小林産業建設課参事。

○産業建設課参事（小林嘉仁君） 事前に説明できなかったことにつきましては、まずおわび申し上げます。別に資料を持ってきておりますので、ごらんになっていただきまして、説明したいと思いますが、よろしいでしょうか。

大変申しわけございません。事前に配付しておけばよかったですのですが、申しわけございませんでした。

平成22年度繰り越し事業内容説明資料ということで、繰り越しということで整理させ

ていただきたいなというふうに考えてございました。事業の計画の概要説明でございますが、本事業は平成21年度から平成23年度までの3カ年事業であります森林整備加速化・林業再生事業の追加計画路線であります。森林整備加速化・林業再生事業では、現在中核作業道豊平1号線開設事業及び基幹作業道松音知1号線開設事業の2路線を計画計上してきたところであります。北海道の全体予算額に余裕がありまして、平成22年度の繰り越し事業ということで計画を計上したものであります。本事業は、作業道整備と森林施業、間伐を一体で実施しまして、位置的、条件的に不利な森林の施業に寄与するものでありまして、100%の補助での実施が可能であります。また、作業道の整備につきましては、建設業者を選定する必要があり、地域の雇用対策的な事業でもあります。本路線は、森林組合からの要望があった路線でありまして、平成23年度中に作業道整備と、それから森林施業、搬出間伐23.04ヘクタールを完了する予定であります。なお、本事業は、平成22年度繰り越し事業ということで3月定例議会で繰り越しを予定しているところでございます。路線の説明といたしまして、2ページ以降に位置図をつけてございます。上頓別音威子府線の部分から森林方向に向かう路線ということで、位置図をかいております。一番裏側のほうに大きな位置図を添付してございます。路線を800メートル延ばしていきまして、上のほうにございますちょうど中間、それから上のほうということで41林班85小班、それから41林班74小班ということで、それぞれトドマツ、55年生、56年生ですが、合わせまして23.04ヘクタールの搬出間伐を実施する予定ということで整理しております。この間伐自体につきましては、町のほうで実施するというものではございませんので、所有者みずからが森林組合のほうに申し出をしまして間伐を実施していくという状況になっております。あわせまして、この間伐自体も森林整備加速化・林業再生事業ということで実施しまして、所有者の負担についてはなしでできるという状況になっております。あくまでもこの路線につきましては条件が不利で、今のところ早急に間伐等を実施できないところに位置づけをして路線及び間伐を実施することが可能という事業でございます。

以上でございます。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） わかりました。

そこで、ちょっと疑問、まずわからなかったのが坂井線ってこれ名前どこの、地名で坂井というのは知らないし、こういうのはどういう根拠でつけるのですか、名前。

それと、たまたま私はこの件で聞こうと思って行ったのだけれども、事前に聞けなくて今聞いたことになるのだけれども、議員の皆さんも多分みんな聞こうと思ったのではないかなと思って、よかったのですけれども、私はどっちかといったら単純だから素直に聞いたのだけれども、これ聞かなかつたらこの資料出てこなかったのだろうか。それなら困るので。聞かなかつたらだよ。町長、これそういう問題ではないと思うのです。少なくとも事業費が2,000万を超えるものなのです。こういうことについて、担当者の小林君、つら

いだろうけれども、聞いておいて。こういうものではない、やっぱり議会に対して予算要求するというのは。もう少し真剣に、これは議員も含めてきちっとやっぱり考え直さなければだめだと思う。これがたまたま私聞くの恥ずかしかったから聞かないやで済んで、何もわからぬまんまに通ってしまったら、これ問題だと思うし、その辺今後反省した予算計上の仕方、これお互いにしましょう。私どもも気がつかないときもあるかもしれないから、そういう意味ではお互いに反省し合っってということで申し上げておきます。

単純な話だけれども、名前どこからだれがつけたのですか、これ。

○議長（石神忠信君） 小林産業建設課参事。

○産業建設課参事（小林嘉仁君） まず1点、反省という面でですけれども、大変申しわけございませんでした。事前に資料を提出いたしまして、今後議員の皆さんにお諮りしたいと考えております。

それから、根拠なのですが、実はこれちょっと言っているものだから、個人の形になるものですから、森林組合のほうで作業道整理するとき個人名を路線名とする部分があります、森林所有者の。そのほうが位置的な部分が明確に頭の中で再現されるということで、そういうふうな形をとっております。私どものほうもそういった意味から、これ森林所有者の名字になるのですが、それをつけたということでございます。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） それで、今森林組合というような話が出たのだけれども、森林組合がどうしてそこへ出てくるのかちょっとわからないのです。本来は町の事業としてやるわけですよね。それなのに森林組合がどうこうというのは、まずわからないことと、当然この事業入札するのでしょうか。その森林組合とかなんとかという話どうなっているのですか。森林組合に入札の指名をするということはわかるとしても、私も以前から言っているけれども、森林組合の事業入札については従来すべて随意契約であった経過があって、それはだめだというふうに言っているはずなんです。それを町長も改善したというふうに私も認識していたのだけれども、何か今もう森林組合がかりで始まっているような事業のようなことが気持ちとして出てきたのだけれども、これどうなのですか、町長。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 作業道設置をする場合に、そこに施業があるかどうかということが一番問題になるわけです、補助事業としては。それで、森林組合に話をした中で、そこに作業が生まれることがあるよと、できるよと、そういうような話を森林組合としたと、そういうことでありまして、この作業道を森林組合と入札をしないで随意契約をするかどうか、そういうことは考えておりません。地元業者の人に指名をして入札をすると、こういうことになろうかなと思います。あと、施業の関係で個人の山でありますから、その個人がどこに作業を申し込むかは、これは町がタッチするものではありません。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第75号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号 平成22年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第76号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第12、議案第76号 平成22年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

本件について提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第76号 平成22年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、石川課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 議案第76号 平成22年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

1ページをお開きください。平成22年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ197万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,069万9,000円とするものでございます。

初めに、歳出、事項別明細からご説明をいたします。5ページをお開きください。1款1項1目一般管理費につきましては、既定額に135万7,000円を追加するものでございます。内容につきましては、13節委託料で国保連合会連携インターフェース変更に伴う国民健康保険システム改修業務委託料で126万、19節負担金補助及び交付金で国保連合会次期電算導入に伴う保険者分担金として9万7,000円、国保連合会連携インターフェース変更に伴うと書いておりますけれども、これにつきましては主にレセプトの診療報酬明細書を電子化に対応するものに改修をするという内容でございます。

それから、3款1項1目後期高齢者支援金につきましては、既定額から111万3,000円を減額するものでございます。内容につきましては、額の確定による減額分111万3,000円でございます。

9款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金につきましては、既定額に6万4,

000円を追加するものでございます。内容につきましては、一般被保険者保険税の還付金でございます。過年度分、21年度で3名分の還付を計上してございます。

それから、3目一般被保険者還付加算金につきましては、既定額に167万1,000円を追加するものでございます。これにつきましては、平成21年度のそれぞれ国や道などに対する返還金の額が確定したため、返還するものでございます。

歳出合計、3億2,872万円に197万9,000円を追加し、3億3,069万9,000円とするものでございます。

続いて、歳入についてご説明をいたします。4ページをごらんください。2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金につきましては、既定額に135万7,000円追加するものでございます。内容につきましては、特別調整交付金でありまして、これは先ほど歳出でご説明をいたしました連合会のインターフェース変更に伴う分が国庫から支出される歳入となるものでございます。

7款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金につきましては、既定額に62万2,000円を追加し、62万7,000円とするものでございます。

以上、歳入歳出のバランスをとっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第76号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号 平成22年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第77号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第13、議案第77号 平成22年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算の件を議題とします。

本件について提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第77号 平成22年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきましては、青木事務長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 青木国保病院事務長。

○国保病院事務長（青木 彰君） 議案第77号 平成22年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明をいたします。

1 ページをごらんいただきたいと思います。第1条、総則、平成22年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出ですが、既決予定額の総額に変更はございません。

内容についてご説明をいたします。9ページをごらんいただきたいと思います。収益的収入及び支出の支出についてご説明いたします。1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費で補正予定額はございません。内容についてですが、給料で556万円の減額、手当で694万円の減額で、5ページに明細がついてございます。これは、医師の採用、退職等による精査結果による減であります。また、1名体制となったことで応援医師が増となっておりますので、賃金で1,250万円を追加させていただきました。

次に、3目経費ですが、応援の医師の増に伴い旅費交通費で107万円、食料費で5万円、雑費で25万円をそれぞれ追加し、委託料については現在までの実績を勘案して137万円を減額させていただくものです。

補正予定額合計はゼロでございまして、既定予定額合計5億1,508万5,000円に変更はございません。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第77号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号 平成22年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会中の継続調査申出について

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第14、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

本件については、いきいきふるさと常任委員会、議会運営委員会の各委員長からお手元に配付したとおり申し出があります。

お諮りします。本件について、各委員長の申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については各委員長の申し出のとおり決定しました。

◎閉会の議決

○議長(石神忠信君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

よって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長(石神忠信君) これで本日の会議を閉じます。

平成22年第4回定例会を閉会といたします。

(午後 3時38分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員